

平成27年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成27年9月7日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
8 番議員 古川 義夫	15 番議員 矢部 秀行
9 番議員 小川 幸英	16 番議員 佐野 慶一

2 不応招議員は、次のとおりである。

7 番議員 江西 博文

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子                      書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直
総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三

健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	高木 律生

7 付議事件は次のとおりである。

- 1) 第44号議案 平成26年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2) 第45号議案 平成26年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について
- 3) 第46号議案 平成26年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について
- 4) 第47号議案 平成26年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について
- 5) 第48号議案 平成26年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について
- 6) 第49号議案 平成26年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について
- 7) 第50号議案 平成26年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 8) 第51号議案 平成26年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定について
- 9) 第52号議案 平成27年度藍住町一般会計補正予算について
- 10) 第53号議案 藍住町個人情報保護条例の一部改正について
- 11) 第54号議案 藍住町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

- 1 2) 第 5 5 号議案 藍住町住民の印鑑に関する条例の一部改正について
- 1 3) 第 5 6 号議案 藍住町税条例の一部改正について
- 1 4) 第 5 7 号議案 藍住町手数料徴収条例の一部改正について
- 1 5) 報告第 4 号 平成 2 6 年度財政健全化判断比率の報告について
- 1 6) 報告第 5 号 平成 2 6 年度水道事業会計資金不足比率の報告について
- 1 7) 報告第 6 号 平成 2 6 年度下水道事業会計資金不足比率の報告について

以 下 余 白



開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、第55号議案・藍住町住民の印鑑に関する条例の一部改正について、第56号議案・藍住町税条例の一部改正について、第57号議案・藍住町手数料徴収条例の一部改正についての14議案と報告第4号・平成26年度財政健全化判断比率の報告について、報告第5号・平成26年度水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第6号・平成26年度下水道事業会計資金不足比率の報告についての3件の報告を上程し、議題といたします。

佐野議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野議長 石川町長。

石川町長 おはようございます。今年は梅雨明け以降、猛暑の日が続きましたが、ようやく朝夕は秋の気配も感じられるようになってまいりました。さて、本日平成27年第3回定例会を招集いたしましたところ議員各位には御多忙中にも関わりませず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、町政に関して諸般の御報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず初めに、現在、全国の地方公共団体が取り組んでいる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定につきましては、藍住町地方創生推進会議を設置し、本町特別職、学識経験者、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働関係、メディア関係、その他各方面で御活躍をされている住民の方などから18名の方に委員となっていただき、本町の総合戦略の策定や推進について、御意見を賜っているところであります。6月18日に第1回会議を開催し、今月17日には、第2回会議を開催する予定となっております。推進会議での御意見を踏まえ、年内には素案を取りまとめたいと考えております。

次に、町制施行60周年記念事業として、6月22日、40名の町民の皆さんと共に、ロマンのかけはし町民号で友好都市山形県河北町に親善訪問をいたしました。私は、公務のため急遽、北口副町長に代理を命じましたが、田宮町長様をはじめ、岡田議長様や多くの町職員の皆さん、そして、河北町民の皆さんからは、温かく心のこもったおもてなしをいただいたとの報告を受けております。町民号には、佐野議長にも御同行をいただきましたが、両町の行政、議会、町民それぞれにとって、有意義な交流であったものと考えております。

次に、町制施行60周年を記念してデビューしたマスコットキャラクター「あいのすけ」につきましては、非常に人気を博しており各方面から声をかけていただいております。

また、各種の催しにおいて60周年協賛事業の開催もしていただいております、マスコットキャラクター「あいのすけ」のデザイン入り文具などを協賛事業の記念品として提供し、60周年を祝う気運を高めていただき「あいのすけ」自身のPRと同時に愛町精神の醸成にも効果を発揮しているものと感じております。本日、議員各位にも参考として記念品の一部をお届けさせていただいておりますので、「あいのすけ」のPRに御支援を賜りたくお願い申し上げます。

また、職員有志による「あいのすけ」のデザイン入りのポロシャツを共同で作成し、職場でのクールビズに併せてPRに努めているところであります。

次に、マイナンバー制度に関してであります、本年10月5日に番号法が施行され、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーが記載された通知カードが配布されることとなります。

また、申請手続きをすることにより個人番号カードが平成28年1月から交付される予定となっております。本町では、個人番号カード交付に併せ、個人番号カードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを平成28年1月から実施いたします。このことにより、住民の方にとっては、全国のコンビニで証明書の取得が可能になり、また、従来の住民票の写しや印鑑登録証明書に加え、戸籍証明書の取得も可能にするため、現在の自動交付機に代わる証明書交付サービスの充実、拡大が図られるものと考えております。なお、これに伴い、従来庁舎内に設置しております自動交付機につきましては、来年3月中に廃止する予定にしております。今後、身分証明書にも利用できる個人番号カードを、より多くの方が取得され、コンビニ交付を利用していただけよう、幅広い広報に努めていきたいと考えております。

次に、国勢調査についてであります、本年は、国勢調査の実施年となっております。国勢調査は、日本に住む全ての人と世帯を対象として、5年ごとに実施される統計調査で、本町においても総務大臣から任命を受けた130名余りの調査員が、町内全世帯にお伺いすることになっております。国の様々な行政施策の基礎データとなる大事な統計調査ですので、町民の皆様には、是非とも御協力をいただけますようお願い申し上げます。

次に、子育て支援に関してであります。本町の保育所入所希望者と学童保育の希望者は、ここ数年急増しており、年次的にその対応策を講じてきたところであります。本年度は4月1日から定員60人のあおば保育園が新たに認可保育所に加わったことにより、町内の認可保育所は合計4か所となり、総定員514人で運営をしているところです。あおば保育園もほぼ定員どおりの入園者があり、順調に運営されており、今後4保育所がそれぞれの特性を生かして保育を進め、本町の子育て支援の中核を担ってほしいと思っております。しかしながら、まだまだ入園希望者は増え続けており、保育需要に対する供給体制の確保を図る必要があります。こうしたことから、あいずみ保育園が増築及び大規模修繕工事を行うこととなり、この保育所増築等に対し補助を行うことといたしました。工事は、増築部分に遊戯室及び地域子育て支援センターを整備し、既存施設の大規模改修を行うことにより、定員を110人から30人増員し140人に、併せて地域子育て支援センター事業の充実を図るものです。これにより本町の認可保育所全体では定員が514人から544人となる予定です。なお、今議会に提案の一般会計補正予算に、この施設整備に係る補助金を計上しております。

続いて、奥野児童館の増設工事についてであります。放課後児童クラブ、いわゆる学童保育については、4小学校校区で5か所の児童館で実施しております。このうち奥野児童クラブについては、現在、藍住南小学校1年生から3年生までの120人の児童が利用しており、現行施設では狭い状態となっております。

また、児童福祉法の改正により児童クラブの受入れ学年が小学6年生まで拡大されたことから、奥野児童館の敷地内に新たな施設を整備し、第2奥野児童クラブを新設し、奥野児童クラブの過密解消と小学6年生までの受入れ拡大を図ることといたしました。この事業についても、既に県当局から本年度の施設整備補助金について、内諾をいただいたことから、この経費について今議会の補正予算に計上させていただいておりますので、併せてよろしく願いいたします。

次に、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業についてであります。今議会提案の一般会計補正予算に、建築予定場所の、緑の広場の施設解体撤去工事及び新施設建設のための造成工事費用を計上させていただきました。本体工事にスムーズに着手できるよう、補正予算の議決をいただきましたら、早期に着手をしまいたいと考えております。

また、文化ホール等新施設については、現在、詳細設計作業を進めているところ  
であります。現在の見込みでは、11月上旬頃には、設計図面及び施設本体工事費  
の積算が完了する予定となっておりますので、これができ次第、御報告申し上げた  
いと考えておりますが、最近の公共事業等の状況を見ても、軒並み事業費の  
増加を余儀なくされており、先日も県内の大型事業で昨年の計画時より3割強、数  
十億円の増加が見込まれることになったとの新聞報道を目にしたところでございま  
す。本事業について、設計委託先に現時点での状況を確認したところ、利用者を含  
め関係者各位に御協議をいただいた基本設計に基づき、設計作業を進めている途中  
の段階ではありますが、当初に予定されている事業費の増加は避け難いと推測され  
るとの報告を受けているところであります。財政的な負担を考慮しつつも、町民の  
皆さんに喜んでいただけるものを実現させたいと考えておりますので、御理解御協  
力の程、よろしくお願い申し上げます。

次に、町民体育館行事について御案内をさせていただきます。来月の10月4日、  
日曜日、午後2時から市町村連携コンサート「あいすむまの音楽会」が一昨年9  
月に続き2回目の開催がされます。指揮者は平成26年度の文化功労者で、これま  
でも叙勲受章をはじめ、数々の受賞に輝いている、東京交響楽団桂冠指揮者の秋  
山和慶氏であり、楽団員は前回と同様「とくしま国民文化祭記念管弦楽団」（通称  
：とくしま記念オーケストラ）の皆さんであります。特に、今回は親子で楽しんで  
いただけるプログラムとし、オープニングでは、藍住中学校及び藍住東中学校吹奏  
楽部員が合同で、ディズニー・メドレー、スタジオジブリ名曲集を演奏します。入  
場料も一般が1,000円、幼・小・中・高校生が500円で、当日は、それぞれ  
500円増しになります。この機会に是非、プロの生演奏に触れていただき、秋の  
ひとときを御家族おそろいで楽しくお過ごしいただきたいと存じます。

また、10月24日土曜日と、25日日曜日には、NBL徳島大会（日本男子バ  
スケットボールリーグ）が開催されます。試合開始時間は、両日とも午後2時から  
となっており、対戦カードは「三菱電機名古屋」対「リンク栃木」です。リンク栃  
木には田臥勇太選手、三菱電機名古屋には五十嵐圭選手などの人気選手が在籍して  
おり、熱戦と高度なプレーが期待される好カードとなっておりますので、是非、多  
くの皆さんに御観戦いただきたいと思っております。その他、10月12日月曜日の体育  
の日には、スポーツ少年団親睦競技大会が、また、翌週の18日日曜日には、体育



協会主催の「第9回あいずみファミリースポーツフェスティバル」が開催されますので、町民の皆さん方には、奮って御参加をいただきたいと思います。

続いて、今議会には平成26年度の一般会計決算のほか、各特別会計の決算認定の議案を提出いたしておりますが、ここで、平成26年度普通会計決算統計の結果等について、その概要を申し上げておきたいと思えます。

平成26年度の町税収入は、約40億4,100万円となり、前年度と比べプラス2.2%、約8,600万円の増額であり、また、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は約22億600万円で、前年度より1.6%、約3,400万円の増額となっております。一方、歳出では扶助費が前年度よりプラス11.4%、約1億7,200万円増加、普通建設事業費では、前年度に町民体育館の建設工事もあったことから、前年度比48.7%の減、約7億5,300万円の減額となりました。普通会計における平成26年度末の基金残高は合計41億6,900万円、地方債残高は81億2,000万円余りとなっております。主な財政指標では、経常収支比率が89.9%、公債費比率が4.6%、財政力指数は0.699であります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定した財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は生じておらず、実質公債費比率は5.9%と基準を下回っており、また、将来負担比率もマイナスと、いずれも健全な状態を示しております。公営企業会計の資金不足比率についても、水道事業会計及び下水道事業会計とも資金不足は生じていないことを御報告しておきたいと存じます。

最後に、先月20日に開催された徳島県町村会の総会において、不肖、私が徳島県町村会長に推挙され、就任したことを御報告しておきたいと思えます。今後は、県をはじめ全国規模の大会や会合などにも出席する機会が増えてまいることが予想されますが、時あたかも地方創生の推進に、全国自治体が取り組んでいる重要な時期でもあります。地域の振興、引いては本町の発展のため県内16町村の代表として地方の実情や思いを国に届けるとともに、その任を果たしてまいる所存であります。どうか、議員各位におかれましても、この点、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げます。

第44号議案・平成26年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額が100億9,473万3,227円、歳出総額は97億6,113万2,321円で、差引き3億3,360万906円となりましたが、このうち、繰越明許費に係る繰越財源が、1億1,027万円でありますので、実質収支額は2億2,333万906円となっております。さらに、実質収支額の10%相当額2,300万円を地方自治法第233条の2の規定により基金へ繰り入れますので、残り2億33万906円が平成27年度への繰越額となりました。

第45号議案・平成26年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入・歳出決算の認定については、歳入総額が32億9,166万8,230円、歳出総額が32億8,364万726円で、差引き802万7,504円となりました。なお一層の医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

第46号議案・平成26年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入・歳出決算の認定については、歳入の財源が不足したことから、平成27年度予算から3,954万6,052円を繰上充用いたしました。このため、歳入総額が23億1,271万5,003円、歳出総額も歳入と同額の23億1,271万5,003円で、差引き0円となりました。

また、歳出のうち、介護保険給付費は21億8,800万3,370円で、前年度と比較して約7.1%増加しております。

第47号議案・平成26年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入・歳出決算の認定については、歳入総額が998万9,120円、歳出総額が歳入と同額の998万9,120円で、差引き0円となりました。この事業は、介護サービス計画収入を財源とし、要支援者の介護予防に係るケアプランを作成しております。

第48号議案・平成26年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入・歳出決算の認定については、歳入総額が2億6,447万8,934円、歳出総額が2億5,551万9,681円で、差引き895万9,253円となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいりたいと思います。

第49号議案・平成26年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）歳入・歳出決算の認定については、歳入総額が2億6,710万8,826円、歳出総額が2億5,024万2,885円で、差引き1,686万5,941円となりました。なお、藍寿苑の運営については、本年度まで指定管理とし、来年4月1日に民

間移管することとしております。

第50号議案・平成26年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定については、収益的収支で収入総額が5億1,912万2,253円、支出総額は4億939万4,784円となり、消費税経理の後、9,855万3,043円の当年度純利益を計上いたしました。利益剰余金の処分としまして、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に8,000万円を積み立てたいと考えております。

次に資本的収支では、収入総額が597万4,840円、支出総額は、1億5,299万1,090円となり、資本的収支不足額が、1億4,701万6,250円となりましたので、内部留保資金等で全額補填をいたしております。今後とも水道事業の使命であります、安全な水の安定供給を基本とし、健全な水道事業経営に努めてまいりたいと考えております。

第51号議案・平成26年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定については、歳入総額が6億323万4,221円、歳出総額は、5億8,404万4,815円、差引き1,918万9,406円となり、この差引額を翌年度へ繰越すこととなりました。昨年度は、奥野地区の一部におきまして、推進工事及び開削工事により1,336メートルの管渠布設を行い、5.8ヘクタールの下水道供用開始をいたしております。今後とも、一層の事業効率化を図りつつ事業の推進に努めてまいりたいと思います。

第52号議案・平成27年度藍住町一般会計補正予算については、歳入歳出とも2億6,900万円を増額し、予算総額を96億6,900万円とするものであります。補正の主な内容を申し上げます。

総務費では、電子計算機管理費で、番号法の対応もあり電算システム改修などの委託料に560万1,000円、個人番号関連機器等の購入のため備品購入費に156万7,000円を計上、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業は、野外ステージなど緑の広場周辺工作物の解体・撤去造成工事のため工事請負費に6,586万4,000円計上いたしました。

民生費では、病児病後児保育の利用者が当初予定より多くなっていることから、児童福祉総務費の一般児童福祉費で、この委託料を392万円増額いたしました。

児童館総務費では、学童保育の利用者増に伴う施設整備が必要となっておりますが、

県の補助金が本年度に交付される見込みとなったことから、この奥野児童クラブ増設に係る予算を計上するなど総額で3,891万6,000円を計上いたしました。

また、保育所総務費では、あいずみ保育園の増築・大模改修事業への補助金として9,356万4,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、一般排水路改良費に400万円を計上、また、土木費では、一般町道新設改良費に500万円を計上いたしました。

教育費では、小学校総務費の工事請負費に、北小学校壁塗装工事として150万円を、体力づくり費の体育館管理費では、老朽化し雨漏り対策が必要な体育センターの屋根改修工事について、委託料に150万円、工事請負費に4,800万円を計上いたしました。その他、事業実施見込みや国・県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うことといたしました。歳入につきましては、歳出に対する国・県の補助金のほか、平成26年度決算により、繰越金で1億33万円の増額、また、町債では、臨時財政対策債の額の確定や緊急防災減債事業債の充当可能見込みにより8,223万5,000円増額を行うものであります。

第53号議案・藍住町個人情報保護条例の一部改正については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、同法第31条の規定に基づき、特定個人情報の保護として、保有特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

第54号議案・藍住町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく、「特定個人情報保護評価に関する規則」の規定により、特定個人情報保護評価について審査会の意見を聴取するための規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

第55号議案・藍住町住民の印鑑に関する条例の一部改正については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき交付される個人番号カードを利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるよう条例の一部を改正するものであります。

第56号議案・藍住町税条例の一部改正については、現在、本条例で納税証明書や固定資産課税台帳の閲覧手数料、記載事項証明の交付手数料の額を規定しており

ますが、この交付手数料の額に関する規定を藍住町手数料徴収条例で定めることとするため、条例の一部を改正するものであります。

第57号議案・藍住町手数料徴収条例の一部改正については、第56号議案の改正に関連する手数料や番号法に係る個人番号カード等の再交付手数料について規定するほか、証明書発行等に係る事務手数料について見直すとともに、個人番号カードをより多くの方が取得し、コンビニ交付サービスを利用していただけるよう、コンビニエンスストアでの交付機による交付手数料について窓口交付との差を設けた設定とするよう条例の一部を改正するものであります。

また、これらの議案以外に、報告案件といたしまして、平成26年度の財政健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率について、それぞれ報告をさせていただいておりますので、後ほどごらんいただき、御理解を賜りたいと存じます。

以上、決算関係で8件、補正予算で1件、条例関係で5件の計14議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

佐野議長 日程第5、監査報告について。本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件が8件ございますので、ただいまから審査結果について、藤原監査委員から報告を求めます。

佐野議長 藤原監査委員。

藤原監査委員 議長から監査報告を求められましたので、代表いたしまして審査結果の御報告を申し上げたいと思います。

それでは、平成26年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果から御報告申し上げます。

審査は、7月29日と30日の両日実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については、町条例及び役場処務規程並びに財務規則に則り処理されており、また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、更にその内容につき検討を加え審査をいたしました結果、決算書は、収入・支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、また、その内容につきましても適正なものと認定をいたしました。

国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中、町を挙げて行財政改革に取り組まれているところ、今後も、国の動向なども相まって、厳しい財政状況は続くものと思われまます。限られた予算での行政運営であることから、引き続き、業務の見直しや事務の合理化についての検討を行うとともに、有益かつ効果的な予算執行に努め、健全な財政運営、自立した町政運営のため、なお一層、職員一丸となって取り組んでいただきたいと思います。事務的な面や専門的な事項については、決算審査時において、その都度、個々に意見を申し上げたところでありまます。ただ、町税等の未納額の圧縮については、今後も、債権管理の徹底を図り、住民等が不公平感を抱くことのないよう、一段の積極的な取組をお願いしたいと思います。

なお、不納欠損への見極めに当たっては、過去の処分事績、他税目の未納についても勘案するなどの配意をお願いしたいと思います。

次に、平成26年度藍住町特別会計・国民健康保険事業歳入歳出決算、同じく介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業、藍寿苑介護サービス事業、下水道事業、水道事業、以上7つの特別会計の決算の審査結果について御報告いたします。審査は、7月22日と24日の両日実施をいたしました。それぞれの決算書により、出納証書類を照合の上、更にその内容について検討を加え、審査いたしました結果、会計処理は、町条例等の諸規定に基づき、適正に執行され、また、決算書は、収入・支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものであると認定をいたしましたところでございます。地方においては、依然として厳しい経済情勢が続いており、高齢者や低所得者の増加、医療費の高騰等により、独立した事業会計として設けられた特別会計の運営は、極めて厳しい状況にあります。制度の維持運営を図るために、一般会計から一般財源を繰り入れており、その繰入金は、増加傾向にあります。

また、国が頻繁に行う事業の見直しや制度改正の対応は、大きな負担となっております。このような状況の中、住民に対して、制度や事業の周知を的確に行い、理解を得るよう努めるとともに、他会計、他事業相互に関連するものは調整を図り、事務事業の効果的・効率的な運営、また、経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。

また、収納対策については、公平性の観点からも、なお一層の努力をされるよう申し添えたいと思いまます。以上、監査結果の報告といたします。

佐野議長 日程第6、上程議案を常任委員会へ付託することについて。先ほど、提案理由の説明がありましたが、これに対する質疑は省略し、ただいま上程されております14議案を、それぞれ所管の常任委員会に付託をして、十分審査をしていただきたいと思います。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、ただいま上程されております14議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をすることに決定いたしました。

佐野議長 事務局長をして、付託表を朗読いたさせます。

佐野議長 柿内議会事務局長。

柿内事務局長 (常任委員会への付託表を朗読する)

佐野議長 以上で本日の日程は終了いたしました。お諮りいたします。9月8日から14日までの7日間を休会とし、次回本会議は9月15日に再開いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、9月15日の本会議再開まで休会とすることに決定いたしました。なお、次回本会議は9月15日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日はこれをもって散会といたします。

(時に午前10時57分)

平成27年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成27年9月15日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子                      書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直



総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	高木 律生
以下 余 白	



助を待つことになったのはなぜか、専門家は、近年、大洪水の人的被害は少なく、危険に対する感覚が鈍くなっている可能性があるとの指摘をしていました。徳島県にとっても人ごとではない。県内には、多くの河川があり、巨大な台風や記録的な豪雨によって、各地で水害が発生する恐れがある。本格的な台風シーズンは始まったばかりであります。家族や、職場で非常時の対応をしっかりと話し合っ、自助・共助の心得を新たにしたいものであります。そこで防災自助対策、家族で考える防災計画、マップ対策であります。南海トラフ巨大地震に備えて心構えとして、自宅から避難場所までの危険箇所や、注意点などを把握するためのマイ防災マップ作りが、教育現場や家庭では広まっており、避難経路をあらかじめ確認しておくことで、家屋の倒壊や落石などが予想されると、回避することができ、迅速で安全な行動につながると言われております。

避難時の非常時持ち出し品については、必需品のみにして、あらかじめリュックに詰め、玄関などすぐに持ち出せるところに準備しておくことも良いと言われています。非常時持ち出し品リストの番号に、貴重品として現金、貯金通帳、印鑑、運転免許証、健康保険証、お薬手帳。

2番目に、避難用具として懐中電灯、携帯ラジオ、ヘルメット、防災ずきんなど。

また、自分に必要な物として、眼鏡、持病の薬、処方箋などが、ほかにも避難時の必需品、大切な内容を詳細に、9月1日防災の日になんで徳島新聞に掲載されています。避難時の必要な非常時持ち出し品、あれもこれもでなしに行政でリストアップ、まとめて作成して、町民の方に回覧板等で周知していただきたい。いつ起こるか分からない地震・台風・豪雨災害に備えての安全対策、よろしく対処していただきたい。

次に、高齢者対策、元気に老いるが広がる生活不活発病対策であります。生活不活発病は、全身の機能が低下する病気と言われています。地震・水害等の災害の後、特に高齢者や障がい者の方が、生活不活発病になりやすいと言われております。しかし、これは予防できるとも言われておりますが、それは本人だけでなく地方の方々や、ボランティアなどの支援者の方々も一緒に工夫や支援をすることが、大事であるとも言われております。動かないと体がなまる、弱るといのは常識ですが、高齢者や障がいのある人では、特にそれが起こりやすく、また、災害のときにも起こりやすいと言われております。これは避難所を利用した人だけではなく、在宅生

活を送っている場合でも生じてきますとのことでありました。長年、生活不活発病の治療・研究に関わってきた大川弥生医師は、定期的に南三陸町を訪れ、町と協力して生活不活発病に関する知識の普及啓発とともに、生活不活発病の人たちの改善策を実施してきた。生活不活発病は、することがなくなることで生じると指摘する。大川医師は本人がすることを取り戻し、自ら体を動かすことで、生活を活発にすることが回復の鍵となると訴え介護対策に奔走しております。高齢化が進む日本にとって、被災地だけの問題にとどまらず、生活不活発病対策、町民の健康保持、介護予防にもつながりますので生活不活発病についての講演等を講じていただきたい。

次に、介護予防運動、十分な栄養バランスについて、リハビリ現場で啓発が進むおり、筋肉を作るには運動と適切な栄養の両方が大切。しかし、栄養は運動に比べ軽視されがちだった。医療者も例外でなく、横浜市立大学附属市民総合医療センターリハビリテーション科の若林秀隆医師は指摘。その理由をこれまでは、メタボなど栄養過剰の方が注目を浴びていたためでないかを見る。一般に高齢者は栄養不足になりやすい、栄養が足りない状態で運動すると、不足した栄養素を自分の体から補うしかないため、筋肉や脂肪の分解が進んで逆効果になる。若林医師らはこのため高齢者のリハビリの際、筋力が減らないよう摂取カロリーを増やしている。日本サルコペニア・フレイル研究会の世話人代表を務める、国立長寿医療研究センターの荒井秀典副院長は「高齢者の寝たきり予防には、筋肉やバランス感覚の維持が重要。新たな言葉の認知度を上げ、正しい知識を浸透させたい。」と話しているとのことでありました。筋肉を作るには運動だけでは駄目です。たんぱく質やビタミンDなど十分に栄養をとることが必要とのことでありました。介護予防運動、十分な栄養バランスが必要。広報あいずみ等で掲載して町民に周知していただきたい。

次に、役場衛生、健康衛生、役場庁舎内のハンドドライヤーの設置状況について、役場庁舎内のトイレにハンドドライヤーの設置については、昨年12月議会において、設置の提案をしましたが、その後の設置状況はどのようになっているのか伺いたい。

次に、交通安全対策、道路拡幅と自動車渋滞緩和対策について、秋の全国交通安全運動の推進について、9月21日から9月30日として、先日、9月4日、板野署の3階会議室において、藍住町・板野・上板町3町の合同役員会が開催されました。席上、各町の問題点として質疑があり、私は身近な交差点渋滞緩和対策につい

て質問しました。内容は県道と交わる町道交差点際の道路拡幅と、もう1点、町内の交差点、町道・江ノ口新居須線のファミリーマート西側の二車線道路、南北同時信号なので右折レーン緩和の対策として、時差式信号への切替えを要望しましたので、板野署並びに、県の関係機関にも行政からも要望していただきたい。現実問題として、交通渋滞により近隣住民の方や、笠木東野団地の方々も大変困惑しております。何回も要望、陳情して緩和実現できるよう対策を講じていただきたい。

次に、教育スクールカウンセラー配置人数の拡充について、文部科学省は、公立小中学校の教職員定数を15年度から3,040人増やすよう求めたとのこと。また、配置拡充などに62億円を計上したとのことでありました。いじめや不登校対策がますます重要視される中、スクールカウンセラーの役割は大きくなっているが、町内のスクールカウンセラーの人数の拡充についてと、今後の構想について伺いたい。以上、答弁をいただき再問いたします。

矢部副議長 矢野総務課長。

矢野総務課長 それでは永瀆議員さんの御質問のうち、私のほうから防災関係について、まず、御答弁をさせていただきます。

御質問の中で、家族で考える防災計画、それからマイ防災マップという御質問でございます。南海トラフ巨大地震などの大規模災害時において安全に、また、迅速に避難するためには、平常時に避難経路や避難に掛かる所要時間、避難路における危険箇所の把握が非常に重要になります。

そこで本町では、平成24年度から避難所ごとに防災・避難訓練を開催し、これらの把握に努めていただけるよう、住民の皆さんにお願いしているところです。訓練参加者の多くは家族単位で参加していただいておりますので、家庭内でも避難方法について話し合っていると考えております。しかし、東日本大震災から4年半が経過し、住民の皆さんの防災意識も少し薄れかけてくる時期であり、訓練においても参加者が減少の傾向にあります。来年度以降は周知方法等を見直し、参加者の拡大を図っていくとともに、いざというときに、的確な行動がとれるよう日頃から自宅周辺や、避難所までの経路、所要時間、危険箇所の確認などを行っていただけるよう啓発を行っていきたいと思います。

また、いざ避難するというとき、まさかのときは、非常持ち出し品として必要な物を持ち出せるよう準備しておき、目に付くところ、すぐ持ち出せる場所に備えて



福祉・健康づくりの町フェスティバルでは「元気で長生きの秘訣」と題して、生活不活発病の予防と介護予防の話を中心にした講演会を計画しています。

次に、介護予防運動についてですが、高齢になると食事量が減ったり、肉類を敬遠するなど、食生活に変化が生じ低栄養状態になりやすくなることから、体を維持するためのたんぱく質や、活動するためのエネルギーの不足に注意が必要になります。特に運動をする場合には、低栄養や栄養摂取の偏りが、けがや病気の原因になると言われています。これらのことから町では、介護予防運動教室の開催に併せて、高齢者の方に必要な食品の選び方や、筋力を維持するための食事についての研修を実施しています。

今後も広報紙などを利用しながら、栄養に関する啓発に努めてまいりたいと考えていますので、御理解いただきたいと思えます。以上、御答弁とさせていただきます。

矢部副議長 吉田建設課長。

吉田建設課長 永瀆議員さんの交通安全対策のうちの、ファミリーマート笠木店西側の時差式信号への切替え要望について、御答弁させていただきます。

この件につきましては、これまでも度々御質問をいただき、その都度、要望をしております。本年3月議会でも永瀆議員さんから質問があり、板野警察署交通課に対しまして要望しており、交通課からは県の交通管制センターに対して、南北の信号機の時間延長など、板野警察署としても要望をいただいているとのお答えでありました。今後とも引き続き、要望をしてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

矢部副議長 森内教育次長。

森内教育次長 スクールカウンセラー配置人数の拡充についての御質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーは、県が心のケアの専門家である臨床心理士を学校へ派遣し、いじめや不登校など、児童生徒の問題行動の未然防止や解決に向け、児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を行っているものであります。現在、藍住町には、藍住中学校と藍住東中学校に週1日ずつ、合わせて週2日の割合で派遣されており、中学校及びその校区内の小学校において、相談活動を行うほか、適応指導教室キャ

ロツ子学級へも出向いて相談を行っています。

また、不登校児童生徒対応連絡協議会を定期的を開催し、教育委員会と各小中学校の情報交換を行っておりますが、この会議にも出席してもらい指導をいただいております。永瀆議員さんが言われておりますとおり、いじめや不登校対策が非常に重要になっている中で、スクールカウンセラーは大きな役割を担っております。文部科学省では、来年度予算の概算要求において、スクールカウンセラーの配置拡充を要望しているとのことでございます。町におきましても、スクールカウンセラーの配置拡充について、県等、関係機関に要望してまいりたいと考えております。以上、よろしく願いいたします。

矢部副議長 永瀆茂樹君。

永瀆議員 ただいまより再問いたします。

まず防災計画、マイ防災マップ、非常時持ち出し品、町民への指導周知について、本町では、平成24年度から避難所ごとに防災・避難訓練を開催し、住民の皆さんに趣旨の把握をされるようお願いしています。訓練参加者の多くは家族単位で参加されているので、家族内でも避難方法について話合いができていたと考えているとの答弁でありました。実情、把握として、町内全戸の何%の方が参加されたのか伺いたい。

過去に、この度のような河川での堤防決壊、甚大な災害に見舞われていないので、災害に対しての危機感が薄れているとも思いますので、マイ防災マップ・非常時持ち出し品の掲載をまとめて、A3用紙ぐらいに掲載して、新聞等に挟むとか、町内全戸に配布等を講じていただきたい。答弁として、来年度以降は周知方法を見直し、参加者の拡大を図っていくとともに、いざというときに、的確な行動がとれるよう日頃から自宅周辺や避難所までの経路、所要時間、危険箇所の確認などの啓発を行いたいとのことでした。よろしく願いいたします。

また、非常持ち出し品の例については、平成26年5月に町内全戸に配布した「総合ハザードマップ」にも掲載されています。これでございます。この防災マップ、たくさんいいこと書いてあります。これね。

〔永瀆議員、「総合ハザードマップ」を掲示する〕

永瀆議員 今一度、この際、行政の防災取組として「藍住町地震・津波ハザードマップ」「藍住町洪水マップ」等についても、詳細に掲載さ



れています。藍住町総合ハザードマップの内容として、1. 総合ハザードマップの目的と見方、2. 藍住町の災害の特徴、内訳として吉野川の氾濫、中小河川の氾濫、旧吉野川です。南海トラフ巨大地震、液状化、津波と、3番目に過去の災害からの教訓、日々の備えによる自助、地域で助け合う共助・公助、4番目に洪水災害の被害から避難までの考え方、正確な情報収集、早めの自主避難、5番目に地震災害の被災から避難までの考え方、6番目、災害情報の入手方法、災害情報の伝達手段であります。7番目、避難時の携行物、非常持ち出し品など、8番目、我が家の防災メモ、家族、親戚、知人、その他の連絡先、災害用伝言ダイヤル等々に、藍住町地震・津波ハザードマップ、藍住町洪水ハザードマップについても、内容が大きく、よくできていますので、高齢者・障がい者の方々にも分かりやすく、再度、広報あいずみ・防災講座・社会福祉協議会・各地区協、老人福寿会等、各種団体の会合等で内容を十分把握していただくため、周知対策を講じていただきたい。

次に、高齢者元気に老いる、生活不活発病対策について、生活不活発病の予防には、毎日の生活の中で活発に動くようにする、家の中で動きやすいよう身の回りを片付ける、歩きにくくなってもつえなどを利用して外出することなどが重要とのこと、自ら体を動かすことで生活を活発にすることが、回復の鍵となると大川先生は言っております。町としても、予防に関する啓発活動の一環として、講演会についても開催とのことお願いいたします。10月31日の福祉・健康づくりの町フェスティバルでは「元気で長生きの秘訣」と題して生活不活発病の予防と介護予防の話を中心にした講演会を計画とのことでした。よろしくお願いいたします。

また、高齢者の方に必要な食品の選び方や、筋力を維持するための食事についての研修を実施、今後も広報紙などを利用しながら栄養に関する啓発に努めるとのこと、高齢者の健康維持対策よろしくお願いいたします。

次に、役場庁舎内ハンドドライヤーの設置状況について、以前提案いたしました、庁舎内ハンドドライヤーについては、1階から6階の各階に8月下旬に設置とのこと、要望されました住民の方々は大変喜ばれております。ありがとうございました。

次に、交通安全対策、道路拡幅と自動車・渋滞緩和対策、ファミリーマート笠木店西側の時差式信号への切替え要望について、先日、9月4日の板野署での秋の全国交通安全運動の推進についての役員会で、自動車の渋滞緩和対策として、交通課長さんに要望した1点目として、地震・台風・豪雨災害として、一番大事なことは

道路の拡幅であります。例えば、1例ですが、笠木のファミリーマートの西側、自動車渋滞緩和対策として道路拡幅であります。ファミリーマート側の車道が二車線とれるように、最小限に二車線道路拡幅のために、ファミリーマートの借地者に行政から最小限、二車線が確保できる範囲内で交渉していただきたい。歩道についても北小東の歩道のように、最小限の幅員として交渉してくださいと、交通課長さんにも要望いたしました。

2点目として、先ほどの答弁のごとく、時差式信号をお願いしましたが、私の質問の内容と違います。私は信号機の時差延長ではなく、時差式信号への切替えを要望しました。分かりやすく言えば、南側の対向車より青信号の右折レーンの信号が20秒から30秒、時差を早く付けてくれたら北側の右折レーンの方が通れて、少しは緩和されると思います。そのような趣旨を課長さんに説明しましたが、交通課からだけでなく、行政からも板野署交通課はもちろんですが、よく内容を把握されて、県交通管制センターに強く要望していただきたい。

次に、教育スクールカウンセラー配置人数の拡充について、スクールカウンセラーは、県が心のケアの専門家である臨床心理士を学校へ派遣し、いじめや不登校など、児童生徒の問題行動を未然防止解決に向け、児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を行っているとのこと。また、保護者も交えての相談活動は大変良いことと思います。町においても、スクールカウンセラーの配置拡充について、県など関係機関に要望しますとのこと、子供たちの将来が掛かっております。よろしくお願いします。以上、再問の答弁をいただき、再々問いたします。

矢部副議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは、永瀆議員さんの再問につきまして、御答弁をさせていただきます。

防災計画・マイマップ防災対策でございますが、先ほども御答弁いたしました、町が主催いたします、避難訓練への参加者についてですが、防災・避難訓練は平成24年度から毎年、小中学校ごとに2か所ずつ開催をいたしており、今年度から2巡目の開催を行っております。参加者の世帯ごとの参加率については把握ができておりませんが、防災・避難訓練及び津波避難訓練として、これまでの4年間で延べ2,014人の住民の方に参加をしていただいております。町全体の人口で見ますと、約5.8%になるかと思います。避難路の確認や危険箇所等の把握や、各家

庭で防災について話し合っていたいただくことは防災対策に非常に重要でございます。

また、非常用の持ち出し品についても、日頃からいざというとき、すぐ持ち出せるよう準備をしておくことが重要です。昨年度から夏休みの宿題の一つといたしまして、防災の自由研究を親子で取り組んでいただけるよう、各小学校に依頼しておりますが、その中で、親子で協力して避難所までの防災マップを作成している作品も数点ございました。自主防災組織や地域の皆さんを対象にした防災講座でも、避難の方法や、離ればなれになった家族と落ち合う方法などをお話をさせていただいております。

また、今年度、東小学校の保護者、児童を対象にした親子防災講座を開催する予定にいたしております。このように、各家庭で防災対策に話し合っただけのよう取組を進めているところではありますが、先にも申しましたように、東日本大震災からも4年半が経過いたしております。防災意識も少し低下しているというふうにも感じております。これからも避難訓練などへの参加者拡大を図っていくとともに、いざというときの対策について、防災講座や各種団体等の会合、また、「防災あいずみ」それから「広報あいずみ」それ以外の各メディアの活用など、様々な方法、いろいろな機会を使いまして、防災意識の啓発に努めてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

矢部副議長

吉田建設課長。

吉田建設課長

永濱議員さんの再問にお答えいたします。

ファミリーマート笠木店西側車道の拡幅については、南行き車線を二車線にし、歩道も設置できる幅を土地所有者に交渉をせよとのことですが、南側の交差点は地権者の御協力により、二車線分の拡幅と歩道が整備できておりますが、北側について、平成20年に道路計画を示して関係者に交渉をいたしました。土地の所有者は一定の御理解を示していただけたのでございますが、コンビニエンスストアの四国統括グループの担当者から、道路改良工事の趣旨はよく理解できるものの、コンビニ店の経営上の問題が発生するので、現状のままでお願いしたいとのことであったようです。以上のことから、現在交渉はできていませんが、7年余り経過しておりますので、再度交渉をしたいと考えております。

次に、南北の信号機の時間延長でなく、北からの青の時間のみ、20秒から30秒長くするということが可能かどうか、よく板野警察署交通課と相談をし、要望を

いたしたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

矢部副議長 永瀆茂樹君。

永瀆議員 ただいまより、再々問いたします。

私は以前にも申しましたが、私たち町議会議員は町民の代表者であると同時に、町民の代弁者でもあると認識しております。防災の安全対策として、台風被害、暴風災害に備えては前もって要望箇所を把握し、行政とともに活動・推進していかねばならないと思っております。避難路、道路拡幅については、以前から要望しておりましたが、できるところから進めていきますとの答弁でありました。あのとき、道路が広げれば消防車、救急車が入り、助けられたのにとということなく、板野東部消防組合第二消防署との連携で、人命救助のために道路拡幅を今後の課題として、推進していただきたい。

また、関東、東北、茨城、常総市の水害については、決壊前避難指示が出ず、そして、大規模な被害が出たと言われております。鬼怒川の堤防決壊を教訓にまさかではなく、吉野川の堤防決壊を想定しての対策、国交省への陳情を講じていただきたい。災害に早めの対策は肝要であります。先を読む行政を願いたい。以上で私の質問を終わります。

矢部副議長 それでは次に、6番議員・西川良夫君の一般質問を許可いたします。

矢部副議長 西川良夫君。

西川議員 議長の指示により一般質問を行います。

まず、投票率向上へ向けての取組について質問いたします。若者をはじめとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことが課題となっておりますが、明年の参議院選挙から、選挙権が18歳に引き下げられることも見据えて、有権者一人一人に着目した、更なる投票機会の創出や利便性の向上が求められております。国政選挙の年代別投票率は、26年12月に行われた衆議院総選挙では、20歳代が32.58%、30歳代が42.9%、25年7月に行われた参議院選挙では、20歳代が33.37%、30歳代が43.78%といずれの選挙でも他の年代と比べて、低い水準にとどまっています。そこで総務省では、特に若年層への選挙啓発に努めるとともに、関係機関等と緊密な連携を図り、投票率の向上に努めることとしています。

来年の参議院選挙から18歳以上の人に新たに18歳、19歳の約240万人が有権者になるとのことです。選挙権年齢が変更されるのは、70年ぶりとなり、正に歴史的な法改正となりました。その背景には少子高齢化が進行する中で、地域や社会に対する、若者の意欲や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の現場に反映させようとする政治の意識も働いているものと思います。急速に進行する人口減少・少子高齢化・変化する国際秩序など日本が抱える政治課題は若者の未来と直結しており、若い世代の声に耳を傾け、未来を見据えた政治が行われなければ、我が国の衰退にもつながると懸念されているところであります。

社会学者の宮本みちこ氏は「少子高齢化の進展によって社会における中高年者の人口比率が高まってきました。一般に彼らの投票率は高いとされています。すると、高齢者のための民主主義と呼ばれる政治が行われるようになります。将来の、地域や社会の担い手として、社会の諸制度を支えていくべき子供や若者のための予算配分や政策的配慮がなされず、高齢者が優遇される政治状況が生まれてしまうのです。その一方で、情報化と商業市場に深く絡め取られて、社会に無関心なアウトサイダー、部外者化していく若者が増加するようになりました。しかも、人口比率の低い若年層世代の生活基盤は急速に弱まり、同時に、彼らの政治的関心や社会を支えようという意欲も低下していきます。それはそのまま社会の衰退につながりかねない危険性を秘めているのです。こうした事実いち早く気が付いた欧州各国では、社会全体として彼らの自立を保障し、社会へ参加する主体として位置づけ、率先して選挙権年齢の引き下げを行ってきました。今では、世界のほとんどの国で18歳選挙権が実現しています。人口減少社会を迎えた日本も、こうした世界の潮流に乗り遅れてはならないと思います。」と指摘しているように、OECD加盟国34か国のうち、18歳選挙権を導入していないのは、日本と19歳選挙権の韓国だけあります。18歳以上となれば高校生の一部も有権者となり、本年9月には文部科学省が、選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配布予定とのことでもあります。教育基本法第14条では政治教育について規定しております。第1項が政治的教養、第2項が政治的中立についてであります。この度の18歳選挙権の実現で、国や地域の問題を主体的に考え、行動するようになる主権者教育が、中立性を保ちながら実施され、若者の政治への関心が高まることが期待されております。

それでは質問をいたします。来年度の参議院選挙から18歳以上の有権者は何名ぐらいになりますか。

二つ目、18歳選挙権成立に伴い、一層の市民、新有権者に対する啓発・周知が必要と考えます。明年に向けてどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

三つ目に、成人式で選挙管理委員会が、直接選挙の意義を訴えることにより、政治に関心を持ち社会人としての責任と自覚を一層深める機会になるのではないかとと思いますが、以上3点の質問をいたします。

続きまして、マイナンバー制度についてお尋ねします。日本に住民票を持つ全ての人に、12桁の番号を割り当てる社会保障と税の共通番号、マイナンバー法が3日、衆院本会議で成立しました。住民票を基に各世帯に通知カードが配布され、申請手続をすることにより個人番号カードが平成28年1月から交付されるというものです。朝日新聞の調べでは、共通番号制度法で行政機関が管理できる個人情報93項目あります。税務署に報告した給料や納税の記録、所有不動産の広さや評価額など固定資産税の情報、診療を受けた医療機関や医療費、雇用保険の失業給付を受けた記録、公営住宅を借りた記録などがあります。マイナンバーは、行政機関などがそれぞれ管理する所得や、社会保障給付などの情報を個人番号で一元的に把握し、行政事務の効率化や国民の利便性向上を図ることと公平・公正な社会を目指すといわれています。

また、マイナンバー法では、平成30年から銀行などの預金口座にも、任意で番号を適用することができるようになります。対象となる個人口座は、今年3月末時点で約8億口座。一人で複数の銀行口座を持つ人が多いことから、複数の金融機関に自分のマイナンバーが重複して登録されることとなります。マイナンバーを持つ企業が増えれば、その分流出のリスクが高まるのではないかと思います。政府が国民の資産を正確に把握することで、脱税や生活保護の不正受給を防ぐことができるといわれていますが、一方では更なる個人情報の流出や国の監視強化を懸念する声も上がっております。

そこで何点か質問をさせていただきます。まず、マイナンバー制度によって住民の暮らしはどのように変化するのでしょうか。政府が言われているように国民にとって行政サービスの向上や公平で公正な社会が実現するのか。

2点目には、住民にとってあらゆる個々の情報を国に把握されることになり、そ

の情報の管理については、万全な体制が講じられると思いますが、その責任の所在を明確にすることが不可欠であります。情報セキュリティ責任者の設置についてはどうするのか、お尋ねします。

三つ目、日本年金機構の情報流出は、機構全体の信頼を損ねる結果となり残念な出来事ですが、サイバー攻撃は技術的にも日々進化しており、対策に追いついていないのが現実だと思います、サイバー攻撃等を想定した訓練の実施は計画を予定はしておりますか。

四つ目、大手企業や団体等の個人情報流出問題は後を絶ちません。個人情報の需要と供給の関係が莫大な利益を生む社会では、日常的に起こりえる環境と認識しても間違いないと思います。情報漏えいとその対応策はどのように考えているのか、お尋ねします。

次に、道路交通法改正に伴う自転車安全使用の向上について、お尋ねします。信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に、講習受講を義務付ける、改正道路交通法が本年6月1日に施行されました。自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に社会全体で、自転車マナー等の向上を推進していくことが重要です。今日、地球温暖化対策などの環境保全の観点から、排気ガスを出さないクリーンな乗り物として、自転車の有用性が強調されております。大地震などの災害時にも、その機動性の高さから、あるいは体力づくりなど健康増進の手段やサイクリングなどレジャーの手段としても人気が高まっております。

また、自転車の運転には免許も要らず置き場所にも困らないことから、子供からお年寄りまで幅広い年齢層に普及しており、買い物や通勤・通学の足として利用されております。近時では会社員が車などを利用する代わりに、比較的長距離を自転車で通勤することも増えております。しかし、このような利便性の高い自転車にも交通上の危険が伴っております。自転車が被害者となる事故はかねてから多く発生しておりますが、最近では自転車が加害者となる事故も注目されるようになってきました。平成26年の自転車乗用中の交通事故件数は10万9,269件。平成22年以降、減少傾向にあるものの、交通事故件数に占める割合は19%と、いまだに2割程度で推移しています。

また、自転車事故による死者数は540人で依然として多く、悪質な運転への対策が求められています。今回の改正法では、そうした危険運転14項目ありますが、

3年以内に2回以上の検挙された14歳以上の運転者に、自動車と同じような安全講習の受講、3時間で講習料5,700円を義務化し、この講習を受けないと5万円以下の罰金が科せられることになっています。子供の頃から自転車安全使用のマナーについてしっかり身に付ける教育が大事と思いますが、各学校ではどのように指導しておられますか。

また、自転車は軽車両で自動車と同じ扱いです。事故などに備えて自転車保険を推奨していますが、児童生徒の自転車保険の加入状況についてお伺いします。以上、答弁をいただいて再問いたします。

矢部副議長

高田住民課長。

高田住民課長

それでは、ただいま西川議員さんの御質問のうち、投票率向上への取組について御答弁をさせていただきます。

まず、来年夏の参議院選挙から有権者の年齢が、18歳に引き下げられることに伴います18歳以上の有権者について、御答弁させていただきます。平成27年9月2日の選挙人名簿定時登録時点におきましては、18歳の方が340名、19歳の方が335名の合計675名の方が、藍住町に住民登録をされております。来年の参議院選挙におきましても、おおむね同数の有権者の方の増加が見込まれるものと思われております。

次に、啓発・周知についてでございますけれども、藍住町の選挙管理委員会におきましても、近年投票率が低く推移しております。投票率向上への対策が求められているところでございます。前回の県知事選挙におきましては、町内3保育所で登園時に投票への呼び掛けをしたり、投票参加を呼び掛ける標語・キャッチフレーズの募集などの取組を行いましたが、なかなか投票率向上には結びつきませんでした。今後も、引き続き投票参加を呼び掛けながら、来年の参議院選挙により、選挙権を有する年齢が18歳以上に改めるため、学校教育の中で取り入れてもらえるよう、教育委員会への働きかけや、中学校への出前講座の実施などの取組を行い、投票率の向上につなげていきたいと考えております。

次に、成人式での啓発についてでございますけれども、従来、成人式におきまして、出席者に対して、パンフレットだけの配布の取組でありました。議員さんの御指摘のとおり、選挙管理委員や藍住町明るい選挙推進協議会の委員さんが、会場のほうに出向き直接啓発をすることは、有効なことだと考えております。今後の投票



率向上のためにも、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

矢部副議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長                      マイナンバー制度についての御質問に御答弁をさせていただきます。

マイナンバー制度の概要について、まず、申し上げたいと思います。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法により、住民票を有する全ての方に一人一つの個人番号が付され、社会保障、税、災害対策の分野で活用し、複数の機関に存在する個人の情報が同一情報であるか確認することができるとともに、情報提供ネットワークシステムを利用して行政間で情報のやりとりができ、住民の方の行政上の手続において、証明書等の提出が不要となるなど、住民の方の負担軽減も図られるというものです。また、法人についても、法人番号が付されることとなっています。

住民の暮らしがどう変わるのかという点でございますが、今年10月から11月下旬の間に、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーを一人1枚、紙の通知カードで、住民票の住所に世帯主の方宛てに送付いたします。来年1月からマイナンバーの利用が始まり、社会保障、税、災害対策分野に関する書類にマイナンバーの記載が必要となり、その際には、紙の通知カードと本人を証明する書類とを合わせて提示する必要があります。源泉徴収票や支払調書など、税務署へ提出する法定調書にも記載が必要となることから、勤務先の会社等にもマイナンバーを提示する必要があります。

また、御本人の請求により、プラスチック製のICチップ付き個人番号カードの交付を受けることができます。このカードは身分証明書としても利用できるほか、国税申告システムのe-Taxや、コンビニでの証明書交付サービスを利用できる機能があり、本町でも平成28年1月下旬から住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本・附票の写しの交付を、全国約4万6,000店舗で受けることができる予定となっております。

また、番号法や条例に定められた個人番号を利用する各種制度の申請手続においては、住民票や税に関する証明書類の添付が、原則不要となる見込みで、この点において住民の方の負担が軽減されるものと思われま。

情報セキュリティについては、平成15年8月に「藍住町情報セキュリティポリシー」を定め、本町における情報資産に関する情報セキュリティ対策について、各分野、段階における責任者を定めるとともに、管理体制を定めています。本年度より、各種個人情報を管理する基幹系システムをオープン系システムに全面移行したことから、情報セキュリティポリシーについては、マイナンバー制度開始と併せて、見直しを図りたいと考えております。

サイバー攻撃や情報漏えいの危険性については、本町の基幹システムは、インターネットとは分離したネットワークとしているため、直接にサイバー攻撃を受け、情報がインターネットを通じて流出することはないと考えていますが、USBや外部記憶媒体を介して、コンピュータウイルスに感染したり、データが流出するという可能性は残っていますので、これらを取り扱う職員への研修を強化し、人的セキュリティ対策を強化してまいりたいと考えています。まず、手始めとして、昨年より、インターネット端末で受講できるeラーニングを利用して、情報セキュリティ研修、個人番号制度研修を計画的に実施しています。

マイナンバー制度は、行政として利用事務の執行と併せて、民間事業者等と同様に、給与事務や報酬等の支払事務において、マイナンバーを使用する個人番号関係事務があり、関係事務においても、マイナンバーの取り扱いに注意をしなければなりません。関係事務の扱いも含めて職員研修の実施をしてまいりたいと考えています。ただいま申し上げました、マイナンバー制度の要点、利用例、10月から送付を開始する通知カードについて、ICチップ付きの個人番号カードについて、証明書のコンビニ交付についてなど、マイナンバー制度について取りまとめたものを、本日、町広報紙配布と合わせて町民の皆様にお届けしたところです。今後とも、機会をとらえて当制度の周知、御説明に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

矢部副議長

森内教育次長。

森内教育次長

各学校における自転車の安全運転に関する指導についての御質問にお答えをいたします。

小学校においては、各学校とも毎年、全校児童を対象に板野警察署の方を招いて交通安全教室を開催し、交通安全についての講話を行っております。

また、自転車の安全運転に関しては、主に3年生を対象に、板野警察署の方から

自転車での正しい通行の仕方や、安全運転について実技指導をいただいております。中学校においては、1年生を対象に4月に交通安全教室を開催し、板野警察署の方を招いて講義やDVDの視聴等を行っております。また、全学年を対象にして、担任による自転車の安全点検を定期的実施をいたしております。さらに、教職員やPTAの交通部会等の皆さんによる、登下校時の立哨指導も行っているところでございます。このほか、小中学校とも学級活動や各種集会を活用して、ヘルメットの着用や左側通行など、交通ルール・マナーの遵守について、適時指導を行い交通安全意識の高揚に努めております。

次に、児童生徒の自転車保険の加入状況についてでございますが、小中学校ともに、現在のところ全体的な加入状況については把握ができておりません。この把握につきましては、今後の課題とさせていただきたいと思っております。以上、御答弁とさせていただきます。

矢部副議長

西川良夫君。

西川議員

答弁をいただきましたので、再問をしたいと思います。

来年の、新しく18歳以上の有権者が675人ということでもあります。そしてまた、有権者への呼び掛けもこれまで行ってきたということですが、なかなかその効果が現れていないと、また、成人式などについては、これから検討するというね。

総務省が今年3月にまとめた、投票環境の向上、方策等に関する研究会での中間報告では、投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、引き続き重要な課題であり、現在の技術的、制度的環境も踏まえ、投票環境における制約をできるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目した、更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきであると提起しております。その中の一つに、期日前投票等の利便性向上については、不在者投票と比べて投票手続が簡素であることに加え、投票所設置の場所や期間、時間帯の設定について自由度が高いこともあって、その投票率は順調に伸びてきており、柔軟性や機動性のある期日前投票の利便性を更に向上させるとしております。選挙の公正を確保しつつ、多くの人々が往来する商業施設等に設置、中山間地等において一時的な投票場所を地区ごとに設置するなど、地域の実情に応じた期日前投票所の効果的な配置を進めることなどです。既に今年の統一地方選挙では、12の大学で

設置をしております。また、長野県松本市では、主要駅構内自由通路に2009年の衆議院選挙から期日前投票所を設けられております。

また、広島県の福山市においては、福山市と株式会社フジは、福山市の区域で執行する選挙において、フジグランを福山市が期日前投票所として使用することについての必要な事項を定めた「期日前投票所の使用に関する協定」を締結しております。例のように、期日前投票所は人の多く集まる場所を選んで自由に設置が可能となっています。有権者が気軽に投票できる環境整備が、投票率を上げるだけでなく、若者の政治に対する意識向上にもつながり、国を挙げて取り組むこととなっております。藍住町は他の市町村と比較して投票率が低い傾向にあり、政治離れが進むことが懸念されているところですが、現在、役場4階に設けられている投票所以外にも、買い物やショッピングなど、平日でも多くの人が集まる施設に、業者の協力を得て投票所の開設も考えてみる必要があるのではないかと思います。どのように思いますか。

次に、マイナンバー制度について、数々の住民サービスが向上することを挙げられましたけれども、情報流出のリスクについてはそういう可能性もあるというお話でありました。マイナンバー制についての海外の状況は、年金番号や納税者番号を個別にしている国はあっても、国民総背番号制はアメリカやスウェーデンなどに限られた国であり、いずれも情報漏えいの犯罪大国になっています。アメリカや韓国では、なりすましによる被害が拡大しており、連邦取引委員会によると、なりすまし被害は1,170万件、損害額が毎年約5兆円という報告も挙がっています。公的な機関以外に、民間企業からのマイナンバー流出例もあります。一方でハンガリーやドイツで人権侵害になると憲法違反の判決が出ており、人権侵害、犯罪の横行は当たり前の認識になっており、アメリカでは国防に関係する人物とその家族は番号を切り離しています。

我が国においては、今までの住基カードとは異なり、マイナンバー自体が社会生活の基盤をなすものとなるため、セキュリティ対策は万全を期す必要があります。情報流出は心配ないというか、ある程度のセキュリティはできているとの話でしたけれども、情報系、いわゆるインターネットに接続させて、ウェブ系閲覧やメール送受信を行う一方、基幹系とも接続していればウイルスが侵入すれば、そこから経由して基幹系に侵入し、住民情報を流出させる恐れがあります。今後、各種手続の

オンライン利用の本格化や情報システムの高度化等、電子自治体が進展することにより、情報システムの停止等が発生した場合、広範囲の業務が継続できなくなり、住民生活や地域の経済社会活動に重大な支障が生じる可能性もあります。

また、各地方公共団体はL G W A N等のネットワークにより相互に接続しており、一部の団体で発生したI T障害がネットワークを介して、他の団体に連鎖的に拡大する可能性は否定できないのではないのでしょうか。さらに、マイナンバーは行政機関だけでなく、民間事業者も保有しており情報提供ネットワークシステムの仕組みをどのように作ろうと、保有する行政機関や民間事業者からマイナンバーの漏えいが起きる可能性は、極めて高くなるとも言われております。漏えいを前提に、マイナンバーの定期的な変更を認めることや、漏えいが疑われるときの通報、調査など対処の仕組みを確立すること、責任の所在をあらかじめ明確にしておくことなど、対策を講じておくべきです。2015年1月に施行された「サイバーセキュリティ基本法」においては、同法第5条で、自治体でのサイバーセキュリティに関する自主的な施策の策定と実施が責務規定として法定化され、情報セキュリティポリシーの策定が必須となり、策定済み団体においても適時適切な見直しと、それを遵守することが重要となっております。

本町のセキュリティポリシーは、先ほど答弁がありましたけども、定期的なP D C Aサイクルの実施についてはどうなのか、計画・実行・検証・改善、このサイクルを定期的に行っていく必要があると、こういうことであります。この点についてお伺いします。

次に、自転車の安全運転についての答弁であります。板野警察から、講話、安全運転の指導、こういうことが全校生徒的に行われているということではありますが、この現状を見てみますと、その効果がどうなのかという疑問を持たざるを得ません。

まず、平成25年7月4日神戸地裁での判決で、事故についての話でありますけれども、歩行中の67歳の女性が、小学校5年生の男子児童が乗るマウンテンバイクにはねられ、頭の骨を折る重傷を負いました。その後、女性は寝たきりとなり、その家族と保険会社が、子供の母親を相手に損害賠償請求訴訟を提起。神戸地裁は、小学校5年生の男子児童の母親に9,520万円の賠償命令。母親の監督義務責任を認め、この判決が下りました。未成年の起こした自転車事故で1億円近く賠償請求された件はほかにも何件かありますが、また、自転車事故の加害者には刑事責任

が問われるケースもあります。道路交通法上の自転車の位置づけとして、自転車は、軽車両に該当し、車両の一種と位置づけられております。すなわち、自転車は歩行者と同じ取り扱いがされるのではなく、車両に対する道路交通法上の規制に服することになります。例えば、自転車を含む車両は、歩道と車道が分離された道路では、原則として車道を通行しなければならないとされております。例外として道路標識等により歩道の通行ができるとされている場合、13歳未満70歳以上の高齢者が運転する場合及び、安全確保の観点からやむを得ない場合等には、歩道の通行が認められる極めて限定的な措置といえます。

自転車の過失事故による各裁判例の賠償額は、いずれも2,000万円から5,000万円代であり、自転車による事故であることからすれば高額な印象がありますが、過失による死亡という重大な結果を引き起こしたことからすれば、自転車事故でも自動車事故でも、生じた結果について責任を負うという点では変わりはなく、自転車だからといって賠償額が減額される理由はないと言われております。賠償額の内訳も葬祭費用、休業損害、それから逸失利益、治療費や慰謝料その他費用が認められており、自動車事故の場合と同じであります。

日本では、歩道上を自転車が走ることはほとんど習慣となっており、自転車が車道を走ることがかえって危険な場合もありますが、自転車が禁止された場所を走行する以上、歩行者が自転車に注意しながら通行するというのも本末転倒ではないかと思えます。重大な事故の原因は、信号無視やスピードの出し過ぎ、または、前方不注視などであり、これらは必ずしも道路状況のせいだけではありません。

重大事故の最大の原因は、道路環境よりも自転車運転者が、自転車走行の危険性に対する認識不足により、軽率な自転車走行をしてしまうことにあるのではないかと考えられます。他の自治体の対応を見ますと、自転車安全運転条例等の制定により自転車保険の加入を義務付けることやヘルメット代の助成など、様々な地域独自の取組を講じております。警視庁自転車交通安全係「自転車安全利用五則」では、自転車は、車道が原則、歩道は例外、中学生は車道通行、車道は左側を通行。これは右側を通行すると非常に危険ですので、絶対に右側を通行してはいけないといわれがあります。さらに、児童生徒や地域の実態を把握し、適切な内容と指導方法に留意しながら、総合的な学習の時間やPTA、地域社会における活動等と関連させて指導することです。

また、安全教育の効果を高めるために、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校区内の安全マップ作り、専門家による指導などを導入することなど考えているところです。違反すると3か月以下の懲役または5万円以下の罰金、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、安全ルールを守る、子供はヘルメットを着用と、今までの習慣を急に変えるのは難しいのが現実ですが、地道に取り組む以外に方法はないと思います。まず、学校の安全に関する全体計画の中に明確に位置づけ、組織的に進める必要があります。さらに、児童生徒や地域の実態を把握し、適切な内容と指導方法に留意しながら、総合的な学習の時間やPTA、地域社会における活動等と関連させて指導することです。

また、安全教育の効果を高めるために、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校区内の安全マップ作り、専門家による指導などを導入することなど考えられます。教育長に答弁をお願いします。6月1日交通法改正以降、自転車安全運転について教育委員会をはじめ、学校教職員、児童生徒の意識改革がどの程度進んだと思われませんか。以上、答弁により再々問をいたします。

矢部副議長

高田住民課長。

高田住民課長

ただいまの西川議員さんの再問につきまして、御答弁させていただきます。

期日前投票の件でございますけれども、確かに、期日前投票所の増設、人が集合しやすい商業施設等での設置等によりまして、増設することによりまして、投票率のほうは向上するのではないかというふうには考えております。しかし、これに伴いまして、投票システムの構築がやはり必要になってまいります。期日前投票を行ったことによりまして、投票することによる投票システムのほうの構築が必要となってくると思います。これに伴いまして費用的面でありますとか、セキュリティ面につきましても、十分考えて増設のほうを図っていく必要があるのではないかというふうには考えておりますが、確かに、投票率が低下しておる現状でございます。期日前投票所の増設につきまして、今後、選挙管理委員会といたしましても検討してまいりたいというふうには考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

矢部副議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長

再問のうち、藍住町情報セキュリティポリシーの定期的な見直しはできているかといったことについて、御答弁を申し上げます。

これにつきましてはこれまで、定期的な見直しの実施はできておりませんでした。本年度より、基幹系システムをオープン系システムに全面移行したことから、マイナンバー制度の開始とも併せて、早急に見直しを図りたいと考えております。

また、本庁のシステムにつきましては、インターネット等情報系と基幹系システムは分離しております。ハード上のセキュリティについては、現時点、確保されていると考えておりますが、情報漏えい等について、人為的なセキュリティ対策について、力を入れていきたいと考えております。以上、御答弁申し上げます。

矢部副議長

和田教育長。

和田教育長

西川議員さんの6月1日施行の改正道路交通法以降のような働きかけを行い、子供たちの自転車安全等々に関する意識はどのように変わったのかという再問に対して答弁を申し上げます。

まずですね、学校ではそれぞれ中学校小学校とも保護者に、先ほどありました自転車保険加入につきまして、徳島県PTA連合会、特に中学校におきましては、徳島県PTA連合会からの自転車総合保険保障制度の案内を配布して、加入の呼び掛けを行っております。小学校におきましても、リーフレットを配布している小学校もございます。同時に自転車の安全運転、マナー等について、子供たちに指導しているところでございます。藍住町教育委員会でも、藍住町教育委員会だより第63号、これは7月15日発行でございますが、その中で、自転車の安全運転と保護者の皆様への自転車保険加入検討のお願いということを呼び掛けております。

自転車の安全運転につきまして、例えば、ヘルメットは必ず着用しよう、二人乗りは絶対駄目です、並列運転は周りに迷惑を掛ける上に危険です、スマホ携帯しながらの運転は自分にも人にも危険です、暗くなりかけたらすぐにライトを点灯しましょう、雨の日の傘さし運転は危険です、レインウェアを着るなどしましょう、といったことを呼び掛けております。一方、保護者に対しましても、例えば、第二種TSマーク保険、赤色マークの保険などについて保険の加入を要請しているところでございます。これは先ほど西川議員さんがおっしゃったように、近年の事例では高額な損害賠償を請求されるケースも多く、我が子を守り、相手のことを守り、同時に保護者自身を守るということで必要だということ呼び掛けております。

では、その意識改革がどのように改善させれているのか、浸透しているのかということにつきましては、数値としてはございません。とはいえ、まだまだ、では、



子供たちが並列運転していないか、あるいはスマホ携帯しながらの運転をしている子はいないかといいますと、心もとない状況でございます。

自転車の安全運転につきましては、これからも鋭意、呼び掛けて徹底するように頑張っていきたいと思っております。以上、答弁申し上げます。

矢部副議長

西川良夫君。

西川議員

答弁をいただきましたので、再々聞したいと思います。

投票率向上に向けての取組としては、事務局のほうからの答弁でありましたので、選挙管理委員会とも是非、いろいろと検討していただいて、そして、いろいろなシステム上のことだという話ですけれども、今、非常にシステムの技術が上がっておりますので、例えば、遠隔的な情報のやりとりとしては、W i - F i を使ってやるとか、いろいろな方法でほかの投票所ではやっているようです。そういったこともありますから、いろいろと不可能ではありませんので、管理にしてもきちんとやることをやればできると思っておりますので、必要最小限の費用でできるように考えてみてはどうかと思っております。

それから、マイナンバーの情報流出についてはですね、日本年金機構の情報が、流出したその一つの原因としては、基幹系のところから引き出して、それを共有サーバーを使ってそこに保管をして、そして、職員がお互いに使っていたと、そこに標的型のウイルスが侵入してきて、情報が奪われたという、そういうことですが、番号を欲しいときに必ず基幹系にアクセスすると思うんですけど、そこで個人的なパソコンがネットワークにつながっていれば、そういうウイルスに感染する可能性もあるし、また、そこに一つのセキュリティ対策として、パスワードの設定、あるいはアクセス制限を掛けるとか、そういったことをしておかなければ完全とはいえないとそういうふうに思います。その点をしっかりと、気を付けることが必要でないかと思っております。

それから、自転車の安全運転について、森内次長からも答弁ありましたけれど、警察がしっかり、板野署にお願いしてやっていただいていると、私もよくこの前を通りますけど、中学校終わったら一斉に出て来ますよね。そして南と北に別れて自転車で帰りますけど、歩道一杯になってですね、南も北も本来であれば、先生がそこで立って、きちんと見守ってくれているのはそれはありがたいんですけど、先生

がどうして注意をしないのか、その指導をできないのか、そういうことを考えてみたら、板野署が一生懸命、来てやっている、また、学校でも取り組んでいる割には、全く効果がないのではないかと思います。ですから、なぜ、そういう光景を見たときに、教育委員会にも責任があるのではないかと、学校の先生も果たして、道路交通法が改正になって、どういうふうな自転車の乗り方をしなければいけないのかということが、分かっているのか、いないのか、疑わざるを得ません。ですから、教育委員会からもしっかりとそれを意識をして、いろいろな方法です、児童生徒に伝わっていくような、そういうことをしなければ、いつまでたっても、1年たっても、2年たっても変わらないんじゃないかとそういうふうに思います。そういうことで、これからの取組に期待したいところですが、そういった課題があるということ、知っていただきたいと。以上で終わります。

矢部副議長 次に、3番議員・濱真吉君の一般質問を許可いたします。

矢部副議長 濱真吉君。

濱議員 議長の許可がありましたので、私の一般質問を行います。

本日の質問は2件あります。1件目は地方創生、藍住町の地方創生はどうなっているのか皆様方も非常に興味を持っていることだと思います。前回6月15日に一般質問で地方創生についての質問を行いました。企画政策課長の答弁としては、「藍住町では地方創生推進会議を設置し、町長をはじめとする特別職のほか、各分野で活動をされている住民の方々に委員に就任していただき、それぞれの分野から藍住町のビジョンや力を注ぐべき施策について意見をいただくことにしている。そうして議論を開始するところであるので、現時点では内容について具体的には示すことができない。藍住町の状況を改めて分析し、本町としての将来人口の展望と総合戦略を策定していきたい。」という回答を得ました。その後、創生推進会議を開催して、議論の内容も煮詰まったと思います。企画政策課長に質問します。現時点での地方創生推進会議での進捗状況、また、総合戦略を示していただきたい。

次の質問は、勝瑞城館跡まつりについてであります。今年の5月10日に実施された勝瑞城館跡まつりは、今までになく盛大に行われました。2001年から15年間続いた勝瑞城館跡まつりは、昨年、平成26年の祭りには、少し衰退したとこ

ろがあり、このままでは縮小され、また、廃止されるのではないかと不安がありました。私はどうすれば盛り返し、盛大な祭りにできるのかとの相談を受けておりました。ただのてこ入れでは、衰退は避けられないだろうと、祭りを継続し、更に盛り返すには、難しいであろうと考え、今回については何か大きな助っ人を持って来なければいけない。そうだ毎年11月に三好市三野町で戦国武将三好長慶武者行列まつりが盛大に行われているが、この行列を勝瑞城館跡に持ってくれば、武者行列と併せて祭りを行えば勝瑞城館跡まつりの復活はできるのではないかと考え、その行列をどのように取り入れるのか、その数は、その実行方法は、そして検討の結果、多くの支援者と実行委員の方々の御協力により、この度の勝瑞城館跡まつりとなりました。祭りは盛大に復活をすることになりました。教育長に質問します。この度の復活を一時的なものとし、来年も再来年も継続して、更に盛大なものとして、つないでいくにはどのような将来構想をされているのか聞かせていただきたいと思ひます。答弁について再問いたします。

矢部副議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長

御質問のうち地方創生推進会議の進捗状況、総合戦略について御答弁申し上げます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進のために、藍住町地方創生推進会議を設置し、第1回会議を6月18日に開催をいたしました。第1回会議では、藍住町の現況を御説明申し上げた後、様々な分野から御就任をいただきました各委員からそれぞれの立場、見地から自由な御意見をいただきました。これまでの取組を評価いただいた面もあれば、本町の欠点についてもストレートに御意見をいただいています。第2回目の会議につきましては、9月17日を予定しており、前回いただいた御意見を踏まえて、総合戦略の構成案と戦略骨子について、御議論をいただきたいと考えています。総合戦略の具体的内容につきましては、既に策定をされている徳島県の戦略も参考としつつ、第2回推進会議の議論を経て、まとめてまいりたいと考えておりますので、現時点では、御報告できるところには至っておりません。御了承賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

矢部副議長

和田教育長。

和田教育長

演議員さんの勝瑞城館跡まつり継続のための将来構想についてとの御質問に対しまして、答弁申し上げます。

勝瑞城館跡まつりは、勝瑞城館跡が国の史跡に指定されたことを契機に、平成13年から始められたお祭りです。勝瑞城館跡は、三好長慶の弟である三好実休の屋敷跡とされています。三好実休は、兄の三好長慶が畿内に進出して近畿一円を支配している間、根拠地である阿波を治め、兄の活動を支えた武将です。勝瑞城館のあるじで、文武両道の人でもあります。このお祭りは、室町時代から戦国時代にかけて、阿波の中心地として栄えた藍住町の輝かしい史実を町民に伝え、併せて、天下に覇を唱えた三好一族のロマンを県内外の人々に広く顕彰することを目的に実践されています。このお祭りは、行政主導ではなく、地域の人々のボランティア精神で続けられている点が、大きな特徴の一つとなっています。お祭りの実行委員会では、企画・資金集め・プログラム編成・準備・実行に至るまで、地域の皆様が力を合わせ、民間の活力を大いに発揮されています。ボランティア団体も、東部地区協、藍住町婦人会、藍愛グループ、実休茶の湯の会、などなど、大勢の皆様方が参加され、うどんやお茶のお接待もされています。

また、子供から大人まで、幅広い年齢層の人々が参加されているのも特徴の一つです。子供たちの参加について例を挙げれば、藍住東中学校吹奏楽部の演奏、藍住東小学校の阿波踊り、藍住中学校茶道部によるお茶のお接待サポート、勝瑞獅子保存会の子供たちの獅子舞、などなど、子供たちの出演が恒例行事となっており、毎回、皆様を楽しませています。大人の参加についても、和楽器の演奏や詩吟などが恒例となっていますが、今年は、三好長慶会の120人の皆様が、県内外から集まり、きらびやかな武者行列を披露され、錦上に花を添えていただきました。演議員さんの斡旋、御努力並びに三好長慶会の皆様の手弁当によるボランティア参加を大変ありがたく思っております。さて、何事も、始めることは比較的易しく、続けることには大変な努力を要します。この祭りが、工夫を重ねながら、15回も実施されていることに深く敬意を表するものであります。この祭りは、地域ボランティアを核とする民間の力による推進を特徴としており、そのことが祭りの価値を一層高めています。行政として、その点を大事にしながらも、今後ともこの祭りが、より改善されながら長く続くよう、できる範囲でサポートさせていただきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

矢部副議長

演眞吉君。

演議員

再問をいたします。地方創生については、意地

悪をして何度も何度も質問をしているわけではありません。それとは逆に支援を考えているのです。政府の示すとおりに、一つでも二つでも三つでも計画し、地方自治体の向上と発展のためにできることをやっていただきたいのです。実は地方創生に準ずる問題として、私はこれまで一般質問をしてきた事柄があります。少子化人口減少問題と改善策、認知症問題と改善策、空き家対策、福祉生活の保護対策、防災対策、ただの質問だけでなく、対策、改善方法にまで配慮し、提案してきました。それらの提案等を受入れていただいて検討すれば地方創生は少し進んでいたかもしれません。県の状況について話す必要があります。現安倍政権は、安全保障関連法案が衆議院を通過し、参議院でも通過しようとしております。国民の支持率は大きく低下しました。8月15日に戦後70年の安倍談話は、保守、左翼系からも大きな支持を獲得し、更に外国の批判をかわし成果を上げたところから、9月の総裁選は無投票で継続は決まりました。そして、長期の安倍政権が予想されます。石破地方創生大臣は継続し、安倍政権の地方創生に対する積極性は変わらないことから急がずに地方創生に取り組んでいただければいいと考えております。

徳島県の地方創生の現状は、知事の陣頭指揮により、人口減少・超高齢者社会の到来に対する危機感が一段と高まる中、人口減少の克服と維持可能な地域づくりによる地方創生が国・地方の重要課題となっております。徳島県では、『課題解決先進県』の叡智を結集し、県民の皆様が将来に向けて、夢や希望を持てる『徳島の創生』、さらには『日本の創生』へとつながるよう、取組を加速させてまいります。」と公表しております。地方創生協議会を第1回、本年1月30日、第2回、3月13日、そして、7月7日に会議を実施しております。ほかにも地方創生に関する県連の会議を3回実施しております。その内容は前回の一般質問で紹介しました。藍住町では町長の陣頭指揮の下、県の内容を参考に創生を研究すれば、実行すれば地方創生事業は適切に進むものだと考えます。企画政策課長に今後の地方創生への取組方と決意について示していただきたいと思っております。

勝瑞城館跡まつりにつきましては、丁寧な説明を受けておりましたが、現藍住町勝瑞は中世から戦国時代にかけて阿波の政治、経済、そして文化の中心地として栄えた場所です。遺跡調査の開始から21年、史跡指定からは14年が過ぎました。正貴寺跡は昨年に国史跡に追加指定されましたが、居住館・庭園も復元される予定から、将来の祭り広場は、基盤はますます大きくなっていきます。この状況

を全国に発信しなくてはなりません。勝瑞城館跡が整備された暁には、この空間をどのように維持し、これは維持というのは見学場所としてのことでありますが、活用していくのか、その構想と決意を教育長に聞かせてもらいたいと思います。答弁をいただいたところで、再々問を行います。

矢部副議長

安川企画政策課長。

安川企画政策課長 再問のうち地方創生について今後の取組と決意をとのこについて御答弁を申し上げます。総合戦略につきましては、年内をめどに素案を完成させたいと考えております。並行して作業を進めております、第5次総合計画と併せて、藍住町が「住みたいまち」、「にぎわいのあるまち」と多くの皆さんに思っただけの町となるよう、総合戦略と第5次総合計画を策定していきたいと考えておりますので、今後とも御指導いただけますようよろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

矢部副議長

和田教育長。

和田教育長 演議員さんの勝瑞城館跡地が、整備された暁には、この空間をどのように活用するののかとの再問に答弁申し上げます。

勝瑞城館跡地が整備された暁には、単に歴史を伝える建造物、すなわちハード面としての機能を発揮するだけでなく、町民の憩いの場、町民の心のオアシスの場、すなわちソフト面としての機能を大事にしながら、町民の皆様一人一人にとって、思い出となるような場になればといいなと考えます。そのためには、行政主導ではなく、町民の皆様方が自発的・主体的に参加したいと思うような仕組み作りが必要かと思われまます。その意味でも、先ほど来の勝瑞城館跡まつりは、一つの先駆的成功例として大切にしていきたいと思ひます。今後、勝瑞城館跡地が整備された暁には、更なる有効活用を図るために、町民の皆様に広くアイデアを募ることも有効な方法の一つと思われまます。去る平成27年5月10日に開催された勝瑞城館跡まつりの開会式で、実行委員会の中林会長さんが、挨拶の中で述べられました「歴史公園を大切にし、地域住民と子供たちが触れ合う場となるように皆で努力しましよ。う。」との言葉を胸に刻み、演議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

矢部副議長

演眞吉君。

演議員 大変、教育長、いい提案してありがとうございます。企画政策課長、今後に大いに期待してまますので、よろしく頑張っけて創生をや

っていただきたいと思います。藍住町には輝いた歴史があります。徳島の中心、日本の中心として三好氏の時代に藍住町は大きく輝きました。その良き時代に思いをはせて多くの人が集まり、生徒のファンファーレ、子供たちの阿波踊り、クラシックバレエ、そして和太鼓の音がいつまでも胸に響き、思い思いの姿で踊り、それぞれの演技をし、心を込めた一品を持ち寄り、お茶をたて、おもてなしをして、さらには、長慶会代表出水氏の大きな御尽力により、天下人であった三好長慶に思いをはせて、家臣団武将を名乗り、名を受け継ぎ、その末裔たちが武者姿となつてのぼりを立て、胸を張って、縁のある多くの人たちが集まってまいりました。一方、茶の湯においては、三好実休、長慶の弟、勝瑞城主を出して、茶の湯の草分け、お祭りではその流れを継ぐ人々が御尽力により、大きなおもてなしができました。そしてその輝かしい時代をしのびました。ロマンを求めて藍住町の歴史をしのび、誇りに思い、そのお祭りを次の世代に受け継ぎ、語り継ぎ、我々藍住町民はずばらしい集いを、このかけがえのない歴史をつないで、つないで、つないでいかななくてはなりません。我々議員も職員も共に藍住の発展に貢献してお互いに頑張つてまいりましょう。以上で一般質問を終わります。

矢部副議長 昼食のため休憩をいたします。再開は、午後1時といたします。

(時に午前11時54分)

佐野議長 午前中は失礼をいたしました。一般質問を再開いたします。

(時に午後1時00分)

佐野議長 次に、9番議員・小川幸英君の一般質問を許可いたします。

佐野議長 小川幸英君。

小川議員 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

9月5日の徳島新聞によると、徳島市の新町西地区再開発事業の総事業費が56億4,000万円に膨らんだ。これを受けて市議会まちづくり特別委員会において委員の意見として、事業費が3割強増えたことについて、ずさんな計画だ、組合設立を認めるべきではなかったという人も出てくるだろうと語気を強めた。また、見

積りをわざと小さく見せていたのではないかと疑問を呈した意見も出た。事業に賛成する立場をとってきた委員からも厳しい意見が相次いだ。旧動物園跡地の利用や文化センターの現地建て替えも含めて見直しを検討すべきとの声もあった。また、見通しが甘かったと言わざるを得ないとの指摘もあった。議会の冒頭、石川町長はこの報道を受けて、最近の公共事業等の状況を見ても軒並み事業費の増加を余儀なくされております。(仮称)藍住町文化ホール公共施設複合化事業について、設計委託先に現時点での状況を確認したところ、設計作業を進めている途中ではありますが、当初に予定されている事業費の増加は避け難いと推測されるとの報告を受けているとのことですが、徳島市のように大幅に工事費が上がった場合、町長は町民に対してどのように説明していくのか伺っておきます。

次に、学校教育、家庭教育について伺います。最初にいじめ不登校対策について伺います。不登校が20年度、30人、21年度、50人、22年度、49人、26年度が52名と若干ですが不登校の児童生徒が増えてきております。文部科学省の学校基本調書によると、元教員や民生児童委員などが家庭訪問して家庭教育を支援する訪問型家庭教育支援チームの導入を検討しております。離婚、病気、子供の問題行動、不登校など深刻な課題を抱えた家庭に対し、学校からは難しい支援の手を差し伸べる仕組みを広めたいとのことでもあります。この仕組みは、大阪府泉佐野市が先行。文部科学省は20年度から委託金を交付して訪問型の導入を進めております。また、泉大津市では事業を通し、長期欠席の児童生徒が減るなどの成果があったと聞くが、この訪問型家庭教育を本町も取り組んではどうか。

また、不登校児童減少に向けての具体的な取組については、定期的に不登校児童生徒対応連絡協議会を開き学校や教育委員会が出席し、不登校児童生徒一人一人の実態を把握して対応するとのことでありましたが、どのように取り組んでいるか具体的に説明をお願いします。

次に、いじめについて伺います。20年度小学校が13件、中学校が35件とのことで、冷やかしかや、からかい、悪口などがほとんどとのことで、中には仲間はずれにする行為や、たたいたり蹴ったりする暴力行為も含まれているとのことでしたが、現在の実情と減少に向けた取組はどうなっているか。また、幼稚園でもこのようなことがあると聞きましたが、幼稚園でのいじめ指導はどうなっているのか伺っておきます。



2013年奈良県橿原市で市立中学校1年の女子生徒が自殺したのは、いじめが原因だったとして遺族が9月1日、市や加害者生徒側に計9,700万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。訴状によると女子生徒は、2学期から3学期にかけ同級生から仲間はずれやライン上の嫌がらせといったいじめを繰り返し受け、13年の3月28日の朝、自宅近くのマンションから飛び降りて死亡した。学校側は女子生徒が仲良しグループから離れるなどの異変に気づきながら具体的に対応しなかったとのことですが、本町において携帯やライン上のいじめはあるのか伺います。

教育長は27年3月議会において、いじめの早期発見方法として専門家が作ったアンケートに加え学校独自のアンケートもタイムリーに実施する。鳴門教育大学予防教育科学センターと連携し、予防教育を町内4小学校全てで実施するとのことでしたが、現在ではどのように取り組んでいるか。また、その成果はあったのか伺っておきます。

9月6日の徳島新聞によると鳴門市の小学校で7月大声で怒鳴ったり、無視したりする女性担任教諭の言動が原因で高学年の男子児童一人が登校しづらくなり、夏休み明けに転校したとのことであります。男児の保護者は教師によるいじめ、他の児童もやられていると訴えております。担任はこの男児に謝ったが、校長は行き過ぎの部分はあるもののあくまでも指導だったとして、担任の変更やクラス替えの措置はとらなかったとのことである。また、別の女子児童の保護者も昨年度この教諭によるいじめを訴えていたという。女子の保護者は大きな問題が起きないように訴えたのに生かされなかった。学校は保護者の声を真剣に聞いていないと学校への不信感を募らせているとのことでありますが、本町において鳴門市のような実例はなかったのか伺っておきます。また、このような保護者から声が上がった場合、教育委員会としてどのように対応していくのか伺っておきます。

次に、キャロツ子学級について伺います。不登校児童生徒のための適応指導教室であるキャロツ子学級。様々な理由で通学することが困難になっている町内の小中学校に在籍している児童生徒が、学校に籍を置いたまま一時的に通級する所です。登校できないことに罪悪感を抱き、不安な日々を送っている児童生徒に心の安らぎを覚える場所を提供する。また、希望や意欲が生まれた児童生徒に対し、グループでの生徒指導や基礎学力を補充し、学校復帰を目指すとのこと、学校に行けなかった子供たちが、先生やボランティアの方々、先輩たちの指導や温かい教えにより

意識が変わってきていると聞きます。ボランティアの方々には週に何回か熱心に指導して下さっていると聞くが、その方たちを町独自で雇用してはどうか。

また、児童生徒が現在通級している緑の広場管理棟が（仮称）藍住町文化ホール公共施設複合化事業のため取り壊しになり、女性センターや東中富の老人憩の家の後に通級するとのことだが、文化ホール完成時にはこのキャロツ子学級が入ることはできるのか。

児童生徒や保護者の方は、不登校で引きこもりがちだった子供たちが、キャロツ子学級によって明るくなり勉強意欲が湧いてきているのに環境が変わると不安との声を聞くが、その点の配慮はどのようにしているのか。このキャロツ子学級のような適用指導教室は県下でも11学級あると聞きます。なかでも北島町では病院とタイアップして不登校支援のフリースペースとして小・中学校が取り組んでいるということですが、本町においても町内にはたくさんの病院があります。その病院に声を掛けて取り組むようなことはできないか。

次に、メンタルヘルス教育について伺います。労働省が5年ごとに行う労働者健康状況調査においては、自分の仕事や職業生活での強い不安や悩みストレスがあるという人が回を追うごとに増加の傾向にあり、その原因として職場における人間関係や仕事の量や質といった仕事の問題が最も多く挙げられている。中でも現代の教育の課題を抱える教師のメンタルヘルスの状況が突出している。日常的に見られる児童生徒の問題行動は9割以上の教師が体験し、そのうちの8割以上の教師が身体状況を呈していた。教師のストレスが児童生徒のストレスに反映する悪循環の構図となっており、この悪循環を断ち切ることがより良い教育環境を成立し、教師、児童生徒のメンタルヘルスには欠かせない重要なポイントと思われます。文部科学省の学校基本調査によると教師の病気休養者は0.39%であり、そのうち精神疾患での休職者は36.5%を占めている。精神疾患での休職者は年々増加する傾向にあり教師の健康、特に心の健康に関心を寄せ配慮していく必要があると思うが、本町において教師のメンタルヘルス教育についてどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、農業振興について伺います。26年3月議会、また、12月議会においてこのことについて質問しましたが、昨年度は新規就農者1名とのことで、本町での農業後継者にとって厳しい要件となっており、新しい認定はないとのことでした。

また、地域ブランド化による農家収入増については、本年度はニンジンの値段が低価格であり、ほとんどの農家が人件費や材料費を差し引くと赤字との声を聞きます。また、米も低価格で採算が合わないとの声が多い。鳴門市では鳴門金時の裏作として新品種の白ネギ「ふゆわらべ」の栽培が広がってきている。作業の負担が軽く、県やJA等が13年度から推奨している。関西や関東市場での評判が高く15年度の出荷量は13年度の約6倍になる見通しで、県などは更に農家などに呼び掛け産地化を目指す。14年度は1本60円から70円と比較的高値で取引されており、15年度も高値で推移すれば大根の約2倍の収益が期待できるという。また、鳴門市大麻町ではレンコン農家数人がエコファーマーを目指し、コウノトリの育むレンコンを全国にPRするとのことである。兵庫県豊岡市ではコウノトリの育むお米として5キロが2,980円で販売しております。本町においても地域ブランド化に対してどのように取り組んでいくのか伺っておきます。

次に、農家の6次産業化に向けた対応について。6次産業化に興味がある農業者の方を対象として定期的に研修会を開催し、県や町、商工会、金融機関などの関係機関から講師を招き6次産業について、ノウハウや支援内容についてなど知識の習得をしていただいております。現在、町内の数軒の農家では6次産業化に取り組んでおり、既に商品化を行い野菜の素材を生かしたドレッシングや加工品の販売を行っている農家や商品化に向け模索をしている農家もあり、徳島市内で開かれている徳島マルシェや徳島食材フェア、また、町内のイベント等に試食を行い、経済産業課の職員が同行し、支援を行っているとのことでしたが、現在はどのようなになっているのか伺います。城西、徳島科学技術、徳島商の3校の生徒が連携し、藍の6次産業化に取り組む農業、工業、商業といったそれぞれの専門的な知識を組み合わせる斬新な藍製品を生み出すことを狙うということで、この秋の販売を目指しているということですが、本町において、本町は藍の町として全国発信しております。小学校で藍染のハンカチを染めている学校もありますが、藍の栽培をしているところはほとんどないと思われます。また、藍染料のすくもを作っているところも余り聞きません。藍の町として、あいのすけをマスコットにしましたが、マスコットにするだけでは藍自体がもう一つ中身に欠けるのではないかと声をよく聞きます。町として6次産業化に向けて藍をもっと積極的に進めていくべきと思うがどうでしょうか。

最後に、道の駅誘致について伺います。板野町は高速自動車道、板野インターチェンジ付近の幹線道路沿いに道の駅を建設する。交流人口を増やし、地域活性化につなげるのが目的、三、四年後の完成を目指している。駐車場とトイレをはじめ、産直市や物産販売所、地元の食材を生かした料理を提供するレストランなどを併設することを検討しているとのことであるが、地域ブランド化に向けた農家の増収、農業6次産業化に向けた対策などの一つとして、本町においてもこの道の駅建設も手段と思うがどうでしょうか。答弁により再問いたします。

佐野議長

石川町長。

石川町長

小川議員さんの（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業についての御質問にお答えをいたします。

（仮称）藍住町文化ホール公共施設複合化事業については、昨年末より、利用者各位、町議会、関係職員など各方面での協議を経て、本年5月に基本設計の御確認をいただき、以降、実施設計に着手をして、詳細設計を進めているところでございます。東日本大震災以降、震災復興や東京オリンピック招致決定などの要因もあり、近年、建築資材費や労務単価の高騰、さらには建設業の人手不足に伴い、入札不調や事業費の増額を余儀なくされたとの報道を数多く見受けられるようになりました。当事業についても、これら社会情勢の影響を受けるのではないかと危惧されるとの思いを、先の6月議会冒頭でも申し上げたところでございますが、先般、県内の大型事業においても、昨年の計画時点より、3割余りの事業費増加が見込まれることになったとの新聞報道を目にしたところであります。本町事業につきましては、詳細設計の途中であります。設計業者に現時点での状況を確認したところ、「施設建築費は、設計とともに積算途中であり、御報告できるところには至っていませんが、設計に当たって必要とする設備機器等専門業者からの見積書や各部材単価などの確認をしている中、これまでの経験と比較して高いものとなっており、経費の抑制に努めてはいるものの、当初想定額を越える可能性が高い。」との報告を受けたところであります。11月上旬頃には、設計が完成する予定となっております。設計業者からの報告からして、当初想定より増額になると見込まれますが、対応については、具体的な設計額を見た上で判断をしてみたいと考えております。

本町としての財政的な負担も考えながら検討したいと考えますが、保健センターの併設、町民の文化活動や趣味のサークル活動などの拠点となる機能を想定してお

り、完成後は、町民の健康増進と文化と憩いの場所として、本町の中核施設になるものと考えています。また、大規模災害時には、ボランティアセンターの開設場所としても予定をいたしております。これらを踏まえて、各方面からの御意見をいただいて決定した施設内容や規模でありますので、完成後に不満の残る内容とはならないよう、また、何よりも町民の皆さん、利用者の皆さんに喜んでいただけるものを実現させたいと考えておりますので、御理解、御協力の程よろしくお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

佐野議長

森内教育次長。

森内教育次長

小川議員さんからの学校教育等についての御質問にお答えをさせていただきます。御質問の順序と若干お答えが変わるかも分かりませんが御了承いただきたいと思えます。

初めに、いじめ不登校対策及び訪問型家庭教育導入についての御質問にお答えをさせていただきます。いじめに関する対策についてでございますが、各小中学校においては、いじめ防止対策推進法に基づき、全ての学校で「いじめ防止基本方針」が定められており、町においても、「藍住町いじめ防止基本方針」を定めて、関係機関と連携を図りながら、組織的な対応を図ることといたしております。学校における具体的な取組につきましては、学校の「いじめ防止基本方針」や、いじめについての認識を職員で共通理解し、児童生徒の小さな心の変化に気づくように職員研修の充実を図り、小さな事態でも見逃さないように全職員で取り組んでおります。被害者から、いじめと思われる報告があった場合は、事情をよく聞き、関係者からも個々に事情を聴取し、指導しており、必要な場合には保護者へも連絡し、家庭でも子供とよく話し合ってもらえるように働きかけています。

また、子供一人一人に目を配り、様子がおかしい子や元気のない児童に積極的に声掛けをして、いじめの早期発見に取り組んでおります。このほか、各学期ごとにいじめに関するアンケート調査を実施し、いじめにつながる事案の早期発見に努めるとともに、早期対応につなげております。それと、幼稚園におけるいじめ防止の取組についてでございますが、幼稚園では教師自身が子供の手本となるように一人一人の幼児のありのままの姿を受入れ、それぞれの良いところを見つけ友達に話していくことにより幼児自身も友達の良さに気づいていけるよう実践をしています。そして自分が言われたりされたりして嫌なことは友達にしない、自分が言われたり

されたりしてうれしいことをしましろうと日々話をするようにしています。

また、絵本等の読み聞かせを通して相手の気持ちに気づかせたり、自分だったらなどを繰り返し読み聞かせをして心情に訴えています。

また、保護者の方にも子供の話を十分に聞いたりスキンシップをとったりしてもらえるようお願いをいたしております。

次に、携帯やライン上でのいじめはあるのかといった御質問がございました。これにつきましては、平成26年度の小中学校の調査結果から申し上げますとパソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるといった報告についてはゼロとなっております。ただ、トラブルについては幾つかあると思いますので、こういった小さなことについても十分気を配りながら注意していくようにということで、促しておるところでございます。

続きまして、不登校対策及び訪問型家庭教育導入につきましては、6月議会の御質問でもお答えしましたように、本町におきましては、定期的に不登校児童生徒対応連絡協議会を開いており、学校、教育委員会、キャロツ子学級、スクールカウンセラーの関係者が出席し、不登校児童生徒一人一人の実態把握とその対応について確認し、協議を行っております。各学校においては、不登校の児童生徒に対して、学級担任が電話連絡や家庭訪問を通して状況の把握を図るとともに、保護者との連携を深め、不登校の解消に取り組んでおり、必要に応じて管理職も共に訪問を行っております。

また、適応指導教室、キャロツ子学級を紹介したり、スクールカウンセラーによる保護者へのカウンセリングを定期的に行っています。家庭訪問に関しましては、必要に応じて、青少年対策監や、キャロツ子学級のボランティアである学びのかけ橋プロジェクト支援員、略称、まなプロ支援員も家庭訪問を必要に応じて行っているほか、県のライフサポーター派遣制度も活用しており、臨床心理学を学ぶ大学院生がサポーターとして家庭訪問を行い、1時間程度一緒に過ごすとともに、その結果を協議して今後の対応につなげております。先ほどお話がございました文部科学省の訪問型家庭教育導入の件につきましては、状況を見ながら今後の検討課題とさせていただきます。

続きまして、キャロツ子学級の現状についてでございますが、不登校児童生徒のうち、現在、キャロツ子学級に登録している子供の人数は20人でありますが、毎

日の通級者数は、日によってばらつきがありますが、10人から14人程度となっています。キャロツ子学級には、教員資格を有する教育相談員を2名配置しているほか、ボランティアで登録をいただいています、先ほど申し上げました、まなプロ支援員が13人、そして、鳴門教育大学の学生ボランティアが5人の方の御協力もいただいております。そして、学校や保護者のほか、スクールカウンセラーや関係機関と連携しながら、子供たちへの学習支援を行うとともに、必要に応じてカウンセリングを行い、スムーズに学校へ戻れるように支援を行っています。キャロツ子学級は、現在、先ほど御質問にございましたように、緑の広場管理棟の2階に設置していますが、(仮称)文化ホールの建設に伴い、今月末までに、他の施設へ移転する必要があります。このことについては、これまでに移転先の候補を検討し、保護者会で協議を行ってまいりました。この結果、保護者の最大公約数的な希望移転先としては、当面は東中富老人憩いの家の旧館と、これまでも利用経験がある勤労女性センターを併用する形が良いということとなり、当初の1か月程度は週に4日を勤労女性センター、1日は老人憩いの家を使用することとし、老人憩いの家に慣れていきながら、次は週2日として、以後は様子を見ながら検討していくこととなっております。それとキャロツ子学級、適応指導教室で北島町のほうでは病院と連携をして取り組んでいるといったことでもございました。これまでもキャロツ子学級の保護者会のほうに教育委員会も出席をさせていただいておりますが、現在のところそういった要望は出ていない状況でございます。こういった必要性も含めまして今後の課題とさせていただきたいと思っております。

続きまして、教職員のメンタルヘルス対策についてでございますが、近年、県内の学校においても、精神関係の疾患で長期に病気休暇や休職をする教職員が増加しており、できるだけ早期に復帰できるよう、適切な対応を図ることが求められています。

また、管理監督の職にある教職員は、メンタルヘルスに関する知識を持ち、所属する教職員の様子の変化に気づくことが大切であり、普段から教職員に気軽に声を掛けることなどにより、仕事ぶりや行動の把握に努めていく必要があります。このため、各学校においては、管理職が積極的に教職員に声を掛け、悩みや変わった様子がないか、常に配慮しており、学期に一度は職員との個別懇談を行うなど、職員からの希望や要望などを聞く機会を設け、風通しの良い職場環境づくりに努めてい

ます。

また、保護者対応や児童生徒への指導で、職員が不安や悩みなく対応できるよう、担任一人に任せるのではなく、学年主任や学年団でサポートするとともに、管理職を含めて組織的な対応を行うようにしています。このほか、メンタルヘルスに関するパンフレットの配布や、県の教育委員会が行っている教職員健康相談事業やメンタルヘルス・カウンセリング、また、本町の産業医による職員健康相談の活用についても周知するなど、情報提供に努めております。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

大塚経済産業課長。

大塚経済産業課長

それでは小川議員さんの御質問のうち農業振興につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、新規就農者支援対策につきましてですが、本町では、平成24年に20歳代の男性が、1名、平成27年に40歳代の男性が、1名新規就農されました。就農以後、県、町、本人と相談しながら青年等就農計画を作成し、町が認定を行いました。

また、10月には、20歳代の男性を認定予定として、事務手続を進めています。認定後は、計画に基づき機械・施設等の取得のための無利子融資や青年就農給付金の給付を受けられます。ただ、この給付制度は、期間限定の所得補償でありますので、経営安定に結びつくように、県鳴門藍住農業支援センターからの栽培技術の指導や町としても、借入れ農地の斡旋による経営面積拡大や新作物研究会、あととり会への加入推進により、研修会やイベントなどに積極的に参加していただいております。これらが、収入の確保や農家のネットワークづくりの一助になればと考えております。今後も、計画目標が達成できますように、関係機関と連携して支援してまいります。新規就農者の確保につきましては、就農計画の該当者の計画作成時には、新たな経営体として自立することとの事業の趣旨から種々条件がありますが、全面的に協力をさせていただきたいと考えております。農業後継者につきましても、家族経営協定の締結により人・農地プランに位置づけられますと、機械・施設の導入時に低利融資や補助制度もあります。

また、自立経営農業振興会会員の方には、町独自の利子補給制度があり、現在同振興会・新作物研究会・農業後継者の団体として、あととり会がありそれぞれに運



営補助金を支出しており活発に活動をされています。今後も、各会の担当者が関わり補助制度や融資制度の活用、会の運営に支援をしてまいります。

続きまして、地域ブランド化による農家収入増収についてということでございますが、本町の春ニンジンにつきましても、生産量、高品質ともに、全国の市場に知れ渡っております。しかしながら安定した収益を上げてまいりましたニンジンも、競合産地との価格競争や根強い消費者の低価格志向等により、近年の販売経過として、低価格販売が続き、農家の皆さんが、御苦労されております。農協等、販売業者には、有利販売に向けてお願いをしてまいります。

また、自立経営農業振興会や新作物研究会を主体として、ニンジンの加工業者を招き研修会や商談会を実施し、有利販売、6次産業化に向けて努力されていますので、町としても支援してまいります。今年、6月に両会から4名の会員が香港で開催されました四国フェアに参加し、本町のニンジンの紹介を行ってまいりました。現地の試食でも、好評で日本産自体に付加価値があることから少量ではありますが、高値販売できたと聞いておりますし、県の重点輸出品目の一つになっておりますので、県から町を通じ両会の本事業に財政支援もいただきました。輸出の状況を知るために、来年以降も引き続いて実施予定にしています。県鳴門藍住農業支援センターは、露地野菜増産への支援活動を重点課題として取り組まれており、議員さんが質問の中に御説明がありました白ネギ「ふゆわらべ」を地域の特産野菜として普及拡大を図るために試作をして、試験出荷、消費者に対する認知拡大や有利販売に向けて市場調査を実施をしています。町としても、新作物研究会を主体として、7軒の農家が、116アールの作付を行い、藍住の藍に、人を愛する愛を当て「愛住ねぎ」を、ニックネームに、新ブランド野菜として、11月から出荷予定になっており出荷先と有利販売に向け商談をしています。

また、同会は、現在の時代のニーズにマッチしたミニ野菜等の栽培に取り組まれ県外のバイヤーからの問い合わせも増加しており、町としても農家の紹介や学校給食への利用等支援をしてまいります。本町では、担当事務局として、経済産業課の職員が、農業者団体に関わりを持っていますので、今後も協力して事業を実施してまいります。

続きまして、農業6次産業化に向けた対策についてでございますが、農業の6次産業化に向けた対策は、6次産業化に興味のある農業者の方を対象として、県や町

商工会・金融機関等の関係機関から講師を招きまして、定期的に研修会や視察研修を実施をして、6次産業についてノウハウや支援内容について等知識の習得をしていただいております。現在、町内の数軒の農家では、6次産業化に取り組まれており、既に商品化を行い、野菜の素材を生かしたドレッシングや加工品の販売を行っている農家や商品化に向けて模索している農家もあり、徳島市内で行われている徳島マルシェや徳島食材フェア、また、町内のイベント時には試食や販売を行いアンケートを行っておりますので、経済産業課の職員が同行し、支援を行っております。今後も、県や町商工会と協同して支援してまいります。

また、藍住町の特産品でありました、藍作の振興でございますが、現在では、西小学校や藍の館の敷地内に学習や展示圃場として藍を小面積栽培をしている程度となっております。藍の栽培からすくもの加工には、大変な労力と熟練した技術が必要です。町としては、そのノウハウを持っておりませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

続きまして、道の駅誘致についてでございますけれども、道の駅の設置につきましては、町と道路管理者が県の場合は双方が分担をして、設置基準に沿い施設整備を行い、国土交通省に登録申請を行うこととなります。用地取得・施設整備・管理運営に多額の費用を要するため、現状では道の駅設置は考えておりません。農家の収入増加の方策として、自立経営農業振興会及び新作物研究会の会員が主体となり、従来の出荷体制に加え小売店での店頭委託販売や小売店への直接販売、徳島マルシェや町内イベントでの直売、ニンジンの加工業者との商談会や6次産業化に取り組んでおり、町としても応援施策を実施してまいりますので、御理解をお願いします。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

和田教育長。

和田教育長

先ほど小川議員さんからの御質問の中で、予防教育の進み具合とその効果及び今現在ボランティアでキャロzzi学級に来られている人々を町として採用したらどうかと、この質問があったかと思いますが、先ほど回答はしておりませんでしたので、改めて私のほうから回答させていただきます。

まず、予防教育でございますが、その前に藍住町といたしましては、学校、教育委員会挙げまして、アンテナは高く、センサーは鋭く、行動は果敢にということで、いじめを見逃さないということで、進めております。これはただし、いじめがあっ

てからのあるいはいじめを発見するためのアンテナでありセンサーであるわけですので、いじめが発生する前にいじめが起きないようにするという仕組みがベストでございまして、それをいかにすべきかということが大きな課題となっております。いじめをするパターンは大体基本的なものがありまして、共通事項がありまして、それは一つはですね、自己肯定感が乏しいということと、規範意識が乏しいと、自己肯定感と規範意識を育成するということが、いじめを未然に防ぐ効果的な方法だと思っております。自己肯定感が乏しい子、つまり自分を大事とっていない子は、人を大事にするわけありません。そして規範意識が無い子は簡単に相手が困ってしまうこと相手が嫌なこともやってしまうということありますので、自己肯定感並びに規範意識をどうやって高めるかというところの中で、実は鳴門教育大学が開発して文部科学省がこれをいいと言って推進しています予防教育をしたわけですので、この時系列も申しますと、平成24年度に試行的に二つの小学校で、1学年ずつとやっていました。これはいいなという感じを受けました。予防教育というのはプログラムが小学校3年生から中学1年生までございます。そして、平成25年では町内4つの小学校の3・4年生で実施いたしました。平成26年度、昨年度は、小学校で3から5年生で実施しました。1校だけはですね、時間の関係があつて5年生が実施できなかつたところございましたけれども、残り3校はできました。そして、平成27年度は小学校3年生から小学校6年生まで実施するというので、今、動いております。来年度は中学1年生までやっていこうと、そのためのシステムづくりを今やっているところでございます。

予防教育につきましてはですね、これまた話が長くなりますけれども、ここではやめておきますが、その結果につきましてはですね、小川議員さんの御質問でございまして、自己肯定感と規範意識についてどのような効果があつたのかということでございますが、毎年4月に実施されております全国学力調査学習状況調査というのがあります。世間では学力調査の結果がどうだこうだというふうに言われておりますけれども、もちろんそれも大事なんですが、全国学習状況調査で子供たちの意識あるいは解答がどうであつたかというところも非常に大事なわけですので、例えば小学校6年生でいきますと、自分には良いところがあると思いませんか、これは自己肯定感につながる設問でございまして、藍住町の子たちはですね、80.7%ということですのでございまして、昨年度に比べまして、もちろん小学校6年生はメ

ンバーチェンジしてますから、ここの子供とは違いますけれども全体で見ますと80.7%ということで、昨年に比べまして13ポイントも改善しまして、これは全国平均よりもかなり高いポジションになります。一方学校の規則を守っていますかという規範意識に関する問題でございますが、これも54.8%ということで、14ポイントほど昨年より向上いたしまして、これも全国平均よりもかなり高いポイントでございます。確実に少なくともアンケートから見る限り、子供たちの意識は変わってるなということが想定されます。このようにですね、予防教育を進めていくことによりまして、未然に子供たちは自分は大切な存在、仲間も大切な存在、ルールはみんなで守ろうじゃないかというふうな意識が芽生えていけばいいなと思って進めております。

続きまして、キャロツ子学級に來られてますボランティアの方々13名現在來られていまして、学びのかけ橋プロジェクト支援、通称、まなプロ支援員と呼んでおりますが、その構成はですね、民生委員さん、元藍住町職員、塾講師、英語の堪能な主婦、元教師、元教師はですね、既に定年退職なされました小学校、中学校、高等学校と各種先生方がそろってまして、13人います。月、火、水、木、金と割り当てまして、大体二人から三人が毎日来ていただくように組んでいただいております。この方々はですね、社会奉仕は私らの務めということでやっていただきまして、正に人生意気に感じて來られておりますので、ペイしますよとか賃金払いますよ言いましたら、逆にしかられるんじゃないかなというふうに思いました。私もですね、全く100%ボランティアというのも申し訳ないという気持ちがありますが、このボランティアの皆様方の人生意気に感じてという気持ちを大事にしながら藍住町では何かあったときの保険料だけは払っておりますけれども、それ以外100%ボランティアでお越しくださってまして、本当にありがたく思っております。こういったところで、本当に地域の協力力、藍住町はすごいなと感謝しております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

小川幸英君。

小川議員

答弁により再問いたします。

(仮称) 藍住町文化ホール・公共施設複合化事業について、石川町長に質問いたしました。が、工事費が上がった場合、町民に対しての説明、責任を伺いましたが、余り答弁ありませんでした。これは上がるというような推測ということで報告を受

けたということですが、町民の大切な血税を投入するので、設計が出来上がったら十分精査して、何割も値上げのないように取り組んでいただきたいと思います。

次に、いじめに対する対策として、子供一人一人に目を配り取り組んでいくとのことですが、これも徹底的に取り組んでいただきたいと思います。病院とのタイアップについては、キャロツ子学級の保護者からは、そういうのは出ていないということでありましたが、キャロツ子学級に行く子供たちは、まだ、学習意欲は出て来た子供たちです。家で学校に行けないような子供たちもたくさんいると思いますが、そういう方を対象にした取組を今後していただきたいと思います。それから、このキャロツ子学級、先ほども説明受けましたが、週に1回は東中富の老人憩いの家で間借りをするということですが、ここはもうほとんど使っていないというところで、畳も汚れて反り返ったような場所と聞きましたが、これはほんの一時しのぎと思いますが、子供たちのための場所とは言い難いと思います。徳島市では適応指導推進施設すだち学級として、徳島市適応指導教室を開いております。このすだち学級は平成5年度から平成10年度までの6年間を青少年交流プラザの一室を間借りして開級していたが、平成10年度に適応指導推進施設として新築工事を行い平成11年度より現在の場所で開級しているとのことでもあります。

また、小松島では、はなみずき学級として勤労青少年ホームで行っております。本町においては、このキャロツ子学級、新築する文化ホールの中に開級できるのか、また、徳島市のように別に新築するのか伺っておきます。時間がありませんので、次に行きます。

農業振興については、地域ブランド化で農家収入増収、農業の6次産業化に向けた取組について答弁いただきましたが、前回とほとんど変わらないような答弁と思われまます。担当課として、もっと先頭に立ってというような意識を見せていただきたい。先ほど紹介した兵庫県豊岡市では、市役所の中にコウノトリ共生課という部署を設けております。単にコウノトリを増加することが目的ではない。豊岡では、一度姿を消したコウノトリをかつての生息地の人里へ呼び返す。世界でも例のない野生復帰に地域を挙げて取り組んでおります。今やコウノトリが自然再生だけではなく、地域再生の象徴と取り組んでおります。お隣の鳴門市でも幸いコウノトリが飛んできて、コウノトリの育む町として官民挙げて取り組もうとしています。本町も残念ながらコウノトリは飛んできておりませんが、日々もう少し研究しながら、

農業振興に図っていただきたいと思います。答弁はキャロzziがどこに行くのかをお答えいただいて終わります。

佐野議長

和田教育長。

和田教育長

小川議員さんの再問に答弁申し上げます。

キャロzzi学級の移設先でございますが、当初は文化ホールということも、もちろん検討の中にあつたんですが、保護者のほうから人が出入りするところは嫌だということがありまして、その声で最初からこの案についてはなしということになりました。

次に、図書館の2階、農業振興センターのほうで使っています、図書館2階はどうだということで、保護者にも見てもらいました。ほとんど使われていない部屋でここだったら常時使えますよと大会議室は時々使うことありますが、小会議室二つは専用的に使える可能性が高いと、これもですね、いいんじゃないかと思つたんですが、中学校がすぐそばにあつて、隣接してますんで嫌だという声がありまして。これも断念いたしました。そうした中で、じゃあどこにするんだということで、キャロzzi学級、すぐそばの勤労女性センターは結構人が出入りしてるんですけども、あそこは年配の女性が多いとか何とかいろいろありまして、何となく、しかも部分的に行っているんで慣れているというようなこともあつてですね、そこならいいかなというのが保護者の意見でございまして、そこ後は東中富老人憩いの家、二つございまして、片一方のは今現在使われてないと状況の中でどうか、これも何度か見に行きましてですね、もちろん全員がいいというわけではございませんで、やっぱりうちの子は通学が不便だから嫌だという保護者もございまして、そしたら仲間うちで、うちが車運転して行くけん、お宅のお子さん連れて行くわ、うちもうちもということで、じゃあそうですかということに保護者同士がなりまして、その問題も解決されました。東中富につきましては、保護者会の中では桜つつみ公園があつて平日ほとんど人がいないんで独占的に午後はおそこで運動ができる、いいなとかいろいろな意見もございまして、極めて積極的、肯定的な意見があつたかと思つています。多かつたかと思つています。ただし御指摘のとおり、あそこは汚いというのが使われていけませんので、カーペットもはげはげでございまして、いろいろな意味で汚れておるところもございまして、そこはできる範囲できれいにしていきたく思つております。そういう中で、保護者会を通じまして進めている点、御理解いただきたいと

思います。どうぞよろしく願いいたします。

佐野議長 小川幸英君。

小川議員 今のキャロツ子学級のことについて、今の現状を聞きましたが、保護者の意見も聞いて取り組んでいるということですが、やはり町として、もう少し場所を今後ですね、今は仕方がないとして、今後どこにするのか、やっぱり町も決めて取り組んでいただきたいと思いますのですが、どうですか。

佐野議長 和田教育長。

和田教育長 また、東中富老人憩いの家並びに勤労女性センター活用の様子を見ながら、子供たちの様子を見て、また、保護者とも相談しながら将来の課題とさせていただきたいと思います。

佐野議長 次に、10番議員・林茂君の一般質問を許可いたします。

佐野議長 林茂君。

林議員 議長の許可をいただきましたので、質問通告書に従って一般質問を行います。理事者の方は、明確な答弁をお願いします。

それでは、藍住町の平和政策と安保法制について質問をいたします。今年には戦後70年、被爆70年になります。藍住町は、30年前の1985年6月28日、町議会において非核・平和を求める決議が全員一致で採択され、非核平和の都市宣言を行いました。町として平和行政の施策とその実施状況についてお伺いをします。広島・長崎に原爆が投下され多くの人々が犠牲となり、被爆者は生涯に渡る被害に苦しみ続けてきました。現在の被爆者健康手帳の所有者は、徳島県で197人、全国で18万3,519人、これは2015年3月末現在の状況でございます。

被爆者健康手帳所持者が最も多かった時から18万人の被爆者が亡くなっています。高齢化が進む被爆者の平均年齢は80歳になりました。被爆者は、思想信条の違いを超えて組織を作り、核兵器のない世界を実現、原爆被害への国家賠償を求めてきました。しかし、高齢化などに伴い原爆の恐ろしさを語り継ぐ人も少なくなり様々な活動が困難になっています。毎年、板野郡平和行進実行委員会が、藍住町役場前からゆめタウンを一周し、核兵器なくせと平和行進を行っています。この集会には、板野郡内の各町長からメッセージをいただいています。その後、実行委員会の代表が板野郡内の各町を訪問し、国連への核兵器禁止のアピール署名や被爆者救

援2, 000万円の募金をお願いし、石川町長にも協力していただきました。核兵器禁止アピール署名は全国で603万人を突破をし、国連へも提出をしてまいりました。昨年も県内で原爆パネル展を28か所で開き、非人道性の訴えと募金のお願いを広げてきました。今後の町行政、教育委員会としての平和施策を示していただきたいと思います。具体化として、まず庁舎のロビーや図書館で原爆写真パネル展を開催をし、原爆の非人道性を多くの人たちに見てもらうことが必要です。そのことで核兵器をなくす必要性が理解されることと思います。この点につきましても御答弁をお願いをします。

それでは、その次の安保法制について、石川町長の見解をお伺いします。先日、徳島新聞に瀬戸内寂聴さんと山田洋次映画監督との対談が掲載されました。その中で、瀬戸内寂聴さんは、日本の戦争はいい戦争だと教えられてこられたが、「戦争にいい戦争なんてない。戦争は全て悪い。たくさん人を殺して褒められるなんてそんなおかしい話はない。」と語り、安保法制に反対を訴えました。あの戦争で、アジアで2,000万人、日本人は310万人尊い命が犠牲になりました。私も満州で生まれ5歳の時、終戦を迎えました。戦争で全てのものを失い命からがら日本へ引き揚げてきました。貧乏も嫌というほど味わいました。私は戦争と貧乏をこの社会からなくしたいと、この道を歩むようになりました。国会では、安保法制が審議されていますが、この法案は、再び戦争をしないと誓った憲法9条に違反していると多数の憲法学者、弁護士、そして若者たちも戦争に行くのは嫌だと全国各地で反対運動が広がり、国民の6割の方が反対をしています。この法案に対しまして、町民の命と暮らしを守る町政の最高責任者である町長の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお伺いします。

それでは、その次の質問に行きます。ごみ処理と収益の活用について、質問をいたします。

まず一つは、町の一般廃棄物の排出状況について、計画と遂行状況についてお伺いをいたします。藍住町は人口の増加とそして大規模店舗も増えてまいりました。これらの点についての影響もお答えください。人口増に伴い新規の集積場所数もかなり増えましたので、この点についてもお答えください。

二つ目は、ごみ袋の有料化が導入され、袋の改善や値下げも実施されました。このごみ袋の改善と値下げにつきましても、町民の方から多く歓迎がされています。



現在、ごみ袋の販売と収支状況はどうなっているのか、この点お答えください。それから、ごみ袋は、弱者に対して無償配布がされています。どのような世帯が対象となり配布状況などもお答えください。

3点目です。空きかん類、それから空きビン類、ペットボトルなどの資源ごみの再利用も積極的に取り組まれてきました。この収益の額についてもお答えください。

4点目です。ごみ袋の収支や資源ごみの再利用で得た収入などは、残念ながら町民の方は御存じありません。町民の方の協力があればこそ町行政も前進をすると、このように思っています。町民の皆さんの協力をまず評価をしていただきたいと、そのためには、これらですね、資源ごみの再利用この点の業績も広報で知らせていくことが必要でないかと思えます。この点も御答弁をください。

それから5点目です。ごみ袋や資源ごみの収益は、学校施設に生ごみ処理機を導入をして町民に形として見えるようにしてもらったらいけないかと、一般財源の扱いでなく、それです現在設置されている藍住西小学校、藍寿苑の活用状況について、どのような状況になっているのかこの点お伺いをいたします。

それではその次、電気のコストと避難場所の対応について質問をいたします。

まず一つは、町が使用している年間の電気料金は幾ら支払っているのか、その額についてお伺いをします。そしてですね、そのうち小学校、中学校の現在の電気料金は幾ら支払っているのか。それから、中学校2校と小学校4校にエアコンが設置されます。設置後ですね、電気代が必要です。ですからその設置後の電気料金の見込みはどれくらい必要なのか、試算をしていけば答弁を願います。

それでは大きな2点目です。2000年3月の電力自由化以降、電力の購入先を割安な新電力への切替え、電気料金を節約する企業や自治体が増えています。東京新聞によりますと6月末現在で少なくとも約8万6,000件、契約規模は約1,500万キロワットに上っていると、原発15基分の出力に相当する電力が大手の電力会社から離れたと、この動きは、東京電力の福島第一原発事故をきっかけに加速をしてきている。このように報じています。徳島県内の自治体でもその動きが出ています。これらの点について、町の対応、そして新電力への切替えをした場合、これらですね、電気料金等は試算をしたのかどうか、具体的なことをお伺いをします。

大きな3点目です。災害時における避難場所となる施設で停電などの対応につい



月11日これ毎年この日に行っておりますが、本町でも戦没者追悼式を開催いたしております。戦争犠牲者を追悼するとともに、平和の大切さを伝えております。

また、毎年、核廃絶・平和運動として、平和大行進が町内でも行われておりますが、核兵器の廃絶や恒久平和の願いと激励についてのメッセージを送らせていただいているところでございます。学校におきましても、平和学習に取り組んでおりますが、藍住中学校、また、藍住東中学校とも修学旅行では、沖縄を訪問し、戦没者を慰霊するとともに平和学習を行っております。これからも、核兵器のない世界、恒久平和を願いながら、本町でできる教育や施策を行ってまいりたいと考えております。庁舎ロビーそれから図書館等での原爆写真パネル展の開催ということでございますが、このことにつきましては、過去に行ったこともあったと思います。今後、状況も見ながら何かの機会に検討してまいりたいと思います。

続きまして、電気コストの関係について御答弁させていただきます。まず、町の年間の電気料金ということでございますが、資料のほう1枚もので、各施設ごとの金額が入ったものを本日配布させていただいております。それで、平成26年度1年間の状況で申し上げますと、資料にも掲載しておりますが、町全体の施設の合計では1億7,055万802円となっております。また、このうち学校関係で小学校で藍住南小学校が、488万7,463円、藍住北小学校が、446万482円、藍住西小学校が、435万7,942円、藍住東小学校が、389万2,060円、4校の合計でいいますと1,759万7,947円となっております。また、中学校では、藍住中学校が、742万3,555円、藍住東中学校が、550万3,874円、合計で1,292万7,429円となっております。なお、エアコン設置後の電気料金につきましては、この後、教育委員会のほうから御答弁させていただくことといたしております。続きまして、電力の自由化以降の購入先ということで御答弁をさせていただきます。これまで、地域ごとに決まっております電力会社から電気の供給を受けておりましたが、電力の自由化により、新電力の事業者が参入できることとなっております。電力の自由化は、電気事業法の改正によりまして、平成12年から2,000キロワット以上、平成16年から500キロワット、平成17年からは50キロワット以上の契約電力と段階的に拡大されております。

また、現在は、契約電力が50キロワット以上の需要家、すなわち工場でありますとか、企業など大口需要家が対象でございますが、国は再生エネルギーの導入や

電力システム改革を進めており、来年4月からは一般家庭を含めた小売りの全面自由化も行われる予定と聞いております。

徳島県内の導入状況につきましては、昨年から徳島県の各出先庁舎、それから鳴門市のほうでも今年から始めたというふうに聞いております。それで本町では、これまでも節電・省エネに取り組んでおりますが、経費削減に当たり電力調達コスト、電気料金の削減も検討課題だと思っております。まだ、試算等は実際行っておりませんが、料金の削減とともに、安定した電力供給の確保、システム的なことも検討する必要があります。ほかの団体の状況でありますとか動向、電力入札の方法や手続、電力切替えによる経費削減効果、また、新電力事業者の能力など、今後、検討してまいりたいと思います。

続きまして、災害時における避難場所での太陽光発電の設置ということでございます。大規模災害時においては、水道、また、電気などのライフラインが途絶えることが予想され、避難所における対策も大きな課題でございます。本町の避難所は、町民体育館には自家発電機が設置されておりますが、それ以外の各避難所には、可搬式の小型発電機を計画的に購入し、各避難所に配備をしております。現在のところ各施設順番に設置をしておりますが、大体各施設5台程度でございます。これも計画的にもう少し増やしてまいりたいと考えております。それで、御質問の蓄電機能の付いた太陽光発電設備を設置することでございますが、災害時の電源確保対策として効果の大きいものと思っております。また、環境面でも優れておるものでございます。しかしながら、設置場所の耐震性や設置費用、蓄電設備等の更新メンテナンス費用もあり、すぐにとということも難しいところがございます。今のところ小型の発電機を順次整備を進めているところでございます。避難所への太陽光発電システムの設置につきましては、様々な課題を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

佐野議長

石川町長。

石川町長

林議員さんの質問のうち、安保法制や平和についての私の見解を求められました。御承知のとおり今週中にも法案成立を目指したいとする与党と反対を唱える野党との攻防が、現在大詰めを迎えております。この問題につきましては、これまで憲法学者や法律の専門家の間でも議論が分かれており、その判断は国会に委ねるべきだと思っております。しかしながら、今年は戦後

70年という節目の年に当たり私自身改めて平和の尊さを考える機会となりましたし、日本国民の一人として平和のありがたさを実感していることを申し上げておきたいと思います。そして、平和に対する思いや願いは林議員さんと同様であると確信もいたしております。

憲法第9条についてのお尋ねもございましたが、日本国憲法はその全文において、平和の文字が四度も用いられ、その重要性を説いています。私なりに要約いたしますと、我々日本国民は恒久平和のために常に平和を愛し、かつ世界の平和を維持することに努め全世界の人間が平和のうちに生存する権利を有することを確認するので、この崇高な理想と目的を達成することを誓うものであり恐らくこの理念に反対する者はいないであろうとこのように思います。

また、日本国憲法のこの理念こそが世界の国々から賞賛されるゆえんでもあるとも思っております。一方私は藍住町長として町民の安全を確保し、生命を守らなければなりません。自然災害を前提とした危機管理対策しかり、福祉や環境、教育問題など町民の暮らしを守るため懸命の努力をしてきたつもりであります。町議会においてもこれらの施策に御賛同いただき御協力を賜ってきたと存じます。以上のことを踏まえながら私は町長としてこれからも日夜町民が安心して暮らせる町づくりに取り組んでまいることがを申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

森内教育次長。

森内教育次長 順番が前後いたしますが、先ほどの電気料金の関連でございますので、御答弁させていただきたいと思います。学校の教室等へのエアコン設置による電気料金の増加見込みについてでございますが、本年度は、両中学校へのエアコン設置工事を実施しており、今月末には完了する見込みとなっております。小中学校へのエアコン設置に伴う電気料金の増加見込額については、以前の議会において、全ての小中学校に設置した場合、合計で年間約4,000万円の増加が予想されるとの御答弁をさせていただいているところでございます。これは、気温や使用状況にも大きく左右されますので、あくまで見込みという数字でございます。エアコン設置後は、学校に対して適宜、適切な運転を心がけ、節電に努めるよう指導し、大幅な削減ができるように努力をしてまいりたいと思いますので御理解をお願いいたします。以上、御答弁とさせていただきます。

佐野議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長

それでは私のほうから林議員さんの御質問のうちごみ処理と収益の活用等について、御答弁いたします。

まず、本日お配りしております資料2枚ものA4縦がございますので、ごらんいただいたらと思います。資料1がごみ量の推移ということで、過去5年間の分を入れてございます。上から人口、これは5年間で983人増ですね。世帯数これが5年間で910世帯増加しておるということでございます。後、下は直接収集、持ち込みの燃やせるごみ、事業系の燃やせるごみ、その計、そして資源ごみ、粗大ごみ、燃やせないごみ、そして全部の合計、その下が資源ごみの引取り額、その下が新規集積所設置数、そして一番下が、町の廃棄物処理計画量となっております。これにつきましては、廃棄物処理計画量は人口から勘案した計画数量でございます。過去5年間の状況ですが、平成23年度からごみ袋の値下げをしております。また、平成24年度から粗大ごみの値下げを行っております。これにより粗大ごみが増加いたしております。しかしながら、一般家庭の燃やせるごみなどにつきましては、人口が増加しているにもかかわらずほとんど横ばいで推移しております。これは町民の方々のリサイクルやごみの減量に対する意識が非常に高いためと思われまます。今後も引き続き御協力いただけるよう、啓発に努めていきたいと考えております。一方、事業系の燃やせるごみにつきましては、平成23年11月に開店した大規模店舗の関係で、処理量が増加しております。これにつきましては、大規模店舗側も生ごみの堆肥化や徹底したリサイクルを実施するなど努力していただいております。更に減量していただけるように、継続して申入れを行っております。

なお、ごみの集積場所については、集合住宅や分譲地の増加などで年々増え続けており、過去5年間で146か所増加しております。この件につきましては、限られた人員と車両の中で、安全、的確に収集できるよう努力しております。

続きまして、2点目のごみ袋の有料化が導入され、袋の改善や値下げも実施されました。ごみ袋の販売と収支状況、これにつきましては、今の2枚ものの2枚目資料2、指定ごみ袋の販売に関わる収支状況について、これをちょっとごらんいただいたらと思います。この表の見方ですが、左側が下から24年度、25年度、26年度これのごみ袋の販売代金、そして作成費等、そして歳入から歳出を引いた分実質の収入額を挙げております。右側の分につきましては、無償配布分、ごみ袋の無

償配布っていうのを行っておるんですが、世帯要件で生活保護世帯、障がい者等世帯、ひとり親等世帯に対しまして無償配布しております。その下の部分、世帯要件で子育て世帯と申しますのは、新たに出生児のある世帯、そして転入したゼロ歳児の世帯に対して無償配布をしております。平成24年度の状況ですが、販売代金3,830万円で収入額が1,855万4,000円です。平成25年度につきましては、販売代金4,065万円で収入額が2,233万4,000円です。平成26年度は販売代金3,921万2,000円で、収入額が941万円となっております。平成26年度につきましては、原価の上昇とごみ袋の作成数を増やしたため作成費が増加しております。なお、この収入につきましては、全て西クリンステーションの運営費に充てております。ごみ袋の無償配布の状況ですが、生活保護、障がい者等、ひとり親等の世帯につきましては、平成24年度が延べ743世帯、平成25年度が延べ741世帯、平成26年度が延べ783世帯となっております。別に子育て支援としまして、平成24年度が397世帯、平成25年度が381世帯、平成26年度が387世帯に無償配布しております。これらの無償配布につきましては、大変喜ばれておるところでございます。

続きまして、3点目、資源ごみの再利用も積極的に取り組まれているが、収益の額はということでございます、この収入につきましては先ほどの資料1に挙げてございますが、年度ごとの総額でございます。平成22年度が861万2,723円、平成23年度が1,035万792円、平成24年度が935万7円、平成25年度が795万9,134円、平成26年度が871万2,113円となっております。

続きまして、4点目、町民の協力を評価しこれらの業績を広報で知らせることが必要でないのか。ごみ袋の収益で、学校施設に生ごみ処理機を導入し町民に形として見えるようにしたらいかがなものかというところでございますが、先ほども申し上げましたが、本町においては、町民の方々のごみ減量やリサイクルに対する意識が非常に高く、町のごみ関係の施策に対して、多大な御協力をいただいております。この件につきましては、町広報等でお知らせしたいと考えております。

次に、ごみ袋や資源ごみの収益で、学校施設に生ごみ処理機を導入してはどうかということにつきましては、生ごみ処理機が高額でありますので、費用対効果やほかの方法等について考証する必要がありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

いたらと考えております。

なお、西小学校の生ごみ処理機については、故障のため現在使用しておりません。藍寿苑の生ごみ処理機については、稼働いたしておりまして、月に約1トンの生ごみを処理できておるものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

佐野議長

林茂君。

林議員

それでは答弁をしていただきましたので、再問をいたします。藍住町の平和政策と安保法制について答弁をいただきました。非常にですね、具体的な平和行政の施策が実施をされているということがよく分かりました。そして、石川町長の安保法制に対する考え方、それで町民のですね、命と暮らしを守るその最高責任者としての考えも明確にされました。少しその中での町長の発言の中で憲法学者の問題が出ました。憲法学者が明らかに憲法9条に違反をしていると明確に答弁されて共同声明を発表された方が222人です。憲法違反でないというそういうふうに主張された公然と主張された方は、3人しかおいでになりません。このことだけ付け加えておきます。それで原爆のですね、悲惨さにつきましては、今まで町でもロビー等でしてもらったんですけど、この機会にですね、再度具体的に検討して是非ロビー等で、パネル展を開催をしていただきたいと、このように要望をしておきます。

それからその次ですね、ごみ処理の問題で、ごみ処理の問題につきまして、少し私なりに考えてそれで再度ですね、どのように考えておられるのか再問いたします。それで、確かに人口が増加をして、そしてですね、それに伴ってごみの集積箇所もかなり増えました。全体に146か所ということですから、かなりの数になります。そういう点でですね、今の職員の方々が頑張っておられるというそういう報告を聞きました。そしてですね、その中での比較なんですけど、一般家庭の燃やせるごみ、先ほど答弁がありましたけど、22年度5,763トンから26年度は5,973トンで210トンの増加です。人口増の割には、伸びは横ばいでないかと、このように思います。それで、一方ですね、事業系ですね、このことにつきましても答弁をいただきました。平成22年度1,470トン、平成26年度2,036トンということで、566トン。一般家庭に比べて約2.7倍の増加なんです。そこでですね、一般家庭に対しては、かなりですね、ごみの分別をはじめ、ごみ出しルール



が徹底されて、地域のですね、それぞれ役員の方とか、家庭の方々も協力して一定の水準に達したんでないかこのように思います。この点です、事業所についても今指導がされているということですが、もう少しです、一般家庭と比べたら、まだ、指導がですね、不十分でないかというふうに思います。私は事業系のごみがですね、566トンも増えたということで、焼却時間もかなり長くなったんでないかと、それに伴ってですね、燃料費の増加、人件費も増えてきたんでないかと、こういうことです。これらの事業系のです、ごみ焼却の処理について、採算は取れているのかどうかです。そして現在です、1トン当たりの単価は幾ら支払っているのか、このことを答弁をお願いをします。

それでは次、電気のコストと避難場所の対応についても詳しく答弁をいただきました。まずです、町が使用している年間の電気料金の支払額が46施設で1億7,055万802円とこのように答弁がなされました。この金額の大きさに驚きました。それと併せてですね、1,000万円を超える施設は庁舎と水道と西クリーンステーション、中央クリーンステーションこの4施設がですね、全体の支払額の半分以上占めているわけなんです。その中で庁舎が1,447万円で、これは今までです、いろいろな形で批判がされてきました。外観がですね、ガラスの全面張りということで、外観を余りにも重視した結果、電気料金がですね、高く要るようなそういうふうな建物になったと、これは大きな問題でないかと。ですから建物のです、建設については建設後の維持費を考えるとすることが必要でないかと思ます。どれだけですね、維持費が必要なのか、経済的な効率性をもう少し求めていくということが必要だと思ます。最近です、石井町の役場庁舎が完成しました。非常にですね、簡素化して経済的な効率性を求めた庁舎の建設でないかというふうに思ます。先ほど節約の問題が出ました。全体です、電気代を1割節約すれば1,700万円の削減、財政効果が現れますので、そんなふうなことも具体的にですね、考えていただくことが必要でないかと思ます。それから新電力への切替えについても答弁いただきました。是非です。再度、新電力への切替えについては、幾つか意見があるんですけど、是非検討していただきたいと。なぜならです、藍住町は文化ホールの建設費が34億円掛かると、この上にですね、資材の高騰とか人件費の高騰で更に建設費が膨らむということです。この文化ホールの建設費に掛かる財源の多くはやっぱり借金で賄うことになっているわけですから、ここをです

ね、どんなふうな形です、借金を減らしていくからということでは、新電力への切替えと太陽光発電の設置で電気代等を節約をしていくと、こういう案も是非ですね検討していただきたいと。そこで、新電力への切替えです、先ほど紹介がありました鳴門市がそうです。少し具体的に報告します。鳴門市の場合、平成27年度四国電力と契約を仮定した場合、対象は32施設です。これは高圧受電施設です。ここで8,604万5,760円。これだけ大体契約を仮定した場合必要だと。今回ですね、落札事業所の入札金額は7,342万7,217円、差引き674万4,366円の新電力への切替えですね、それだけ財政効果を上げることができたということでもあります。ですから検討する大いにメリットがあるんでないかと。

それから、太陽光発電のことも私も幾つか質問してきました。それで最近ですね、太陽光発電の設置では、自治体が直接公共施設の屋上に太陽光パネルを設置する方法と民間業者に屋上を貸しです、太陽光パネルを設置してもらい、この二つの方法が今推進されています。最近ではですね、鳴門市とつるぎ町が屋根貸し事業を行いました。鳴門市は公共施設における再生可能エネルギー活用設備の導入を推進するために学校施設9施設、それら施設の屋根、または屋上に太陽光発電システムを設置したと、それで発電を行う事業を実施する事業者を公募したところ、全ての施設について市内外の5事業所より事業提案があったということで、このですね、事業所と選定をしたということが報道されています。そしてつるぎ町は、町有施設の屋根などを太陽光発電業者に貸す屋根貸し事業として広島市の企業に23施設を貸すことを決めて4月にですね、この企業と協定を結んだと、これらの報告を見ますとですね、もしですね、財政が厳しければ、屋根なり屋上を貸すということで、民間業者の活用この方法も考えることができるんでないかということです。これらの点につきましてですね、是非、再度どのように考えておられるのか答弁をお願いしたいと思います。

佐野議長

中野生活環境課長。

中野生活環境課長

それでは私のほうから林議員さんの再問何点かございましたが、それについてお答えしたいと思います。

まず、事業系のごみでございますが、まず、大規模店舗が開店いたしまして、年間500トンから600トンの事業系ごみが増えました。つまり月で多い時で50トンぐらい、少ない時で三十五、六トン。これについて、先ほども申し上げました

が、更に減量してもらえないかということで、申入れを行っております。これがぎりぎりのごみというか、向こうもかなりリサイクルはしていただいておりますが、最終リサイクルできない、どうしようもないごみがそれだけある。これも商売が繁盛しよる反面の出来事でございますが、これを更にどなにかならんかということは、ずっと申入れをしております。当然これに関わることで、焼却時間も延長されておるといことになります。当然経費も掛かります。今、トン当たり人件費込みで二万数千円の処理費が掛かっておるかというふうに考えておりますので、先ほど議員さんの御指摘ございましたが、更に燃やせるごみを住民の方に減量していただくのもこれから求めていかないかなかなとは思いますが、今のところ人口、先ほども議員さん御指摘のとおり人口増に対して増減がしながら増えておりますので、その時の状況がどんなものかというんをもっと研究して、原因を調査しましてですね、そこから対応を考えていきたいというふうに考えております。後、粗大ごみにつきましてはやっぱり値段を安くすれば量が増え、指定ごみ袋も安くすれば結局ごみが増えるという、安くなればそれに比例してごみも増大するっていうことになっていますので、ここらへんも1回下げましたので、これからどうこうというのはございませんが、研究の余地があるかなと思います。後、さらに何ていうんでしょう、このトン当たりコストというのも、これも交渉していかなければならないなと思います。後、収集箇所というのは年々、先ほども言いましたけれども、平均30件ぐらいつづつ増え続けております。更にこれからも増えるであろうと予想されます。これも職員の負担がこれについて掛かってくるようになってます。しかし、今のところこれについて車両を増やすとか、人員を増やすとか考えてないんですけど、これもその時間内に収集できないようになったら考えていかなければならないということでございますので、いろいろな要素とかそういうのをこれからまた、研究しながらですね、町全体のごみ減量、そして西クリーンステーションのコストの減というのを目指していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

佐野議長

矢野総務課長。

矢野総務課長

それでは林議員さんの再問の中での電力の関係でございます。まず1点目が新電力の導入ということでございます。徳島県、鳴門市も導入しているということでございます。経費削減のためにも電力導入検討して

みたいと思います。ただ施設によりましたら、災害時の拠点施設、それから避難所となる施設もございます。一番にその場合は安定した電力の供給をということも考えなければなりません。そこらあたりも研究してまいりたいと思います。一番には経費削減のために取り組んでまいりたいとは考えております。

それともう1点、民間の活用、一般的に屋上でありますとか、屋根の民間の事業者が太陽光発電を設置すると、貸すということで、実は最近、民間業者から藍住町のほうにもそういう話も参っております。ただその時にうちの施設でも屋上に設置できるかどうか構造上の問題、それと古い施設につきましては、一旦契約して設置しましたら期間が長いということでそこらへんの兼ね合いもございます。また、業者とそこらあたりも調整、お聞きしながら検討してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

林議員 終わります。

佐野議長 以上で通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

佐野議長 お諮りいたします。9月16日から29日までの14日間を休会とし、次回本会議は9月30日に再開いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、9月16日から29日までの14日間を休会とすることに決定いたしました。なお、次回本会議は9月30日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

佐野議長 本日はこれをもって散会といたします。

(時に午後2時52分)

平成27年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成27年9月30日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 当日の応招議員は、次のとおりである。

1 番議員 喜田 修	10 番議員 林 茂
3 番議員 濱 眞吉	11 番議員 永濱 茂樹
4 番議員 東條 義和	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 平石 賢治	13 番議員 小堀 克夫
6 番議員 西川 良夫	14 番議員 森 志郎
7 番議員 江西 博文	15 番議員 矢部 秀行
8 番議員 古川 義夫	16 番議員 佐野 慶一
9 番議員 小川 幸英	

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じ

5 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柿内 直子                      書記 林 隆子

6 地方自治法第121条の規定により、付議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育委員長	奥村 康人
教育長	和田 哲雄
教育次長	森内 孝典
会計管理者	吉田 敬直

総務課長	矢野 博俊
企画政策課長	安川 定幸
税務課長	下竹 啓三
健康推進課長	森 伸二
福祉課長	三木 慶則
社会教育課長	榎本 文恵
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	中野 孝敬
建設課長	吉田 新市
経済産業課長	大塚 浩三
下水道課長	奥田 浩志
水道課長	高木 律生

7 付議事件は次のとおりである。

1) 第58号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

2) 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出について

以 下 余 白



佐野議長 質疑はありませんか。

[発言する者なし]

佐野議長 質疑がありませんので、議事を進めます。

佐野議長 ただいま、上程されております、第44号議案から第57号議案までの14議案については、常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、ただちに原案のとおり議決いたしたいと思います。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

佐野議長 異議なしと認めます、よって、第44号議案・平成26年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について、第45号議案・平成26年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について、第46号議案・平成26年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について、第47号議案・平成26年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について、第48号議案・平成26年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について、第49号議案・平成26年度藍住町特別会計（藍寿苑介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について、第50号議案・平成26年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について、第51号議案・平成26年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定について、第52号議案・平成27年度藍住町一般会計補正予算について、第53号議案・藍住町個人情報保護条例の一部改正について、第54号議案・藍住町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、第55号議案・藍住町住民の印鑑に関する条例の一部改正について、第56号議案・藍住町税条例の一部改正について、第57号議案・藍住町手数料徴収条例の一部改正についての14議案については、原案のとおり可決確定いたしました。

佐野議長 日程第3、議案の上程について。第58号議案・固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを上程し、議題といたします。

佐野議長 提出者であります石川町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野議長 石川町長。

石川町長 ただいま、議長から第58号議案・固定資産評



価審査委員会委員選任の同意について、提案理由の説明を求められましたので申し上げます。このことにつきましては、委員の住田義典氏が、9月末日で任期満了を迎えることから、新たな委員の選任をお願いするものでございます。お願いする委員の氏名等を申し上げます。住所、藍住町勝瑞字成長175番地6。氏名、安宅恒夫氏。生年月日・昭和30年3月7日。選任年月日は、平成27年10月1日であります。安宅恒夫氏におかれましては、県庁職員として37年間勤務され、主に土木、農林行政に携わってこられました。

また、人事課長や人事委員会事務局長なども歴任されており、その優れた事務能力は広く認められているところでありますが、本年3月末をもって退職、現在、徳島県土地開発公社副理事長として務めておられます。その豊富な経験と知識、また、誠実な人柄をもって、本町の税務行政に必ずや御貢献いただけるものと確信いたしております。よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

佐野議長 第58号議案につきましては、ただいま、町長から説明がありましたように、本議案は、人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、ただちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、第58号議案・固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、住所・藍住町勝瑞字成長175番地6、氏名・安宅恒夫氏、生年月日・昭和30年3月7日を選任同意することに決定いたしました。なお選任年月日は、平成27年10月1日であります。

佐野議長 次に、議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。継続調査申出について、議会運営委員会、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会、厚生常任委員会、防災対策特別委員会、議会だより編集委員会、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会から、それぞれ、お手元に配布のとおり申出があります。お諮りいたします。議会運営委員会及び各委員会からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することについて異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐野議長 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり



佐野議長 異議なしと認めます。よって、平成27年第3回・藍住町議会定例会を閉会することに決定いたしました。議員・理事者各位には、御協力を賜り誠にありがとうございました。これをもって閉会といたします。

(時に午前10時34分)

この会議の次第は、議会事務局長が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

藍住町議会議長	佐野慶一
藍住町議会副議長	矢部秀行
会議録署名議員	東條義和
会議録署名議員	平石賢治